

# 厚生文教常任委員会

令和2年3月12日

葛城市議会

# 厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年3月12日(木) 午前9時30分 開会  
午後4時02分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 委員長  | 西井 | 覚   |
| 副委員長 | 奥本 | 佳史  |
| 委員   | 梨本 | 洪珪  |
| 〃    | 吉村 | 始   |
| 〃    | 谷原 | 一安  |
| 〃    | 内野 | 悦子  |
| 〃    | 西川 | 弥三郎 |

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

|    |    |    |
|----|----|----|
| 議長 | 下村 | 正樹 |
| 議員 | 杉本 | 訓規 |
| 〃  | 松林 | 謙司 |
| 〃  | 川村 | 優子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|            |    |    |
|------------|----|----|
| 市長         | 阿古 | 和彦 |
| 副市長        | 松山 | 善之 |
| 教育長        | 杉澤 | 茂二 |
| 市民生活部長     | 前村 | 芳安 |
| 市民窓口課長     | 増井 | 朋子 |
| 保険課長       | 新澤 | 明子 |
| 〃 補佐       | 葛本 | 康彦 |
| 環境課長       | 庄田 | 康則 |
| 〃 補佐       | 西川 | 勝也 |
| クリーンセンター所長 | 白澤 | 真治 |
| こども未来創造部長  | 中井 | 浩子 |
| 子育て福祉課長    | 井上 | 理恵 |
| 〃 補佐       | 芳仲 | 栄治 |
| 〃 補佐       | 石岡 | 千寿 |

|            |         |
|------------|---------|
| 教育部長       | 森 井 敏 英 |
| 教育総務課長     | 吉 井 忠   |
| 学校給食センター所長 | 油 谷 知 之 |
| 上下水道部長     | 西 口 昌 治 |
| 水道課長       | 福 森 伸 好 |
| 〃 補佐       | 西 川 康 光 |
| 下水道課長      | 井 邑 陽 一 |
| 収納促進課長     | 和 田 善 弘 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

|      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 岩 永 睦 治 |
| 書 記  | 吉 村 浩 尚 |
| 〃    | 高 松 和 弘 |
| 〃    | 関 元 瞳   |

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第5号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて

議第7号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

議第8号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

議第10号 葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて

議第2号 葛城市リサイクルプラザ設置条例を制定することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について
- (4) 水道事業に関する諸事項について

開 会 午前9時30分

**西井委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

委員の方々、3月議会で初日より毎日のほど遅くまで慎重審議をしておられると思いますが、またきょうも続けてではございますが、慎重審議のほどよろしく願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などをお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようよろしく願いいたします。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。杉本議員、松林議員、川村議員、以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、委員会の会議進行につきましては適時休憩をとりながら換気を行い、理事者側の出席職員についてもあまり人数が多くならないように入れかえを行いながら進めたいと思っておりますので、委員各位にもご協力のほどお願いいたします。マスクの着用についても、聞き取れるように発言をいただければ認めていきたいと思っております。ご了承お願いいたします。

まず初めに、議第5号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** おはようございます。市民生活部長の前村でございます。

議第5号、葛城市印鑑条例の一部を改正する条例について、概要と改正部分についてご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

議案書の17ページから18ページでございます。

令和元年6月7日に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が可決・成立、同月14日公布されました。これにより、成年後見制度の利用者であることをもって、数多くの資格、職種、業務等の欠格事由に当たるとされていた状況からこの制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されていた欠格条項の見直しがなされ、資格等にふさわしい能力の有無を個別、実質的に審査・判断する仕組みとされました。この法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領も改正されましたので、この事務処理要領に準拠しております本市

印鑑条例につきましても、所要の改正を行わせていただくものでございます。

今回の改正の要点は、これまでは成年被後見人の方には印鑑登録資格が認められていませんでしたが、法定代理人である後見人の動向により、意思能力を有する者と認められる方には印鑑登録資格が認められることとなります。また、既に印鑑登録をされている方が後見開始の審判を受けた旨の通知が法務局からあった場合には、印鑑登録は抹消されます。この取り扱いに変わりはありません。一旦は抹消されます。が、改めて、当該成年被後見人に印鑑登録の意思能力があれば、先ほどの手続によって印鑑登録ができるようになりますので、これまでは印鑑登録抹消通知をしなかったところを、通知をするように改める2点でございます。

以上が今回の改正概要ですが、これと合わせて、これまでの改正漏れ部分1カ所の改正を行わせていただこうとするものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表に沿ってご説明申し上げますので、ごらんください。

左半分の旧と記載している部分が現行、右半分、新と記載している部分が改正案で、左右とも改正部分にはアンダーラインを施し、左、現行部分は黒字、右、改正案の部分は赤字表記をさせていただいております。

まず1ページです。第2条、登録資格についてです。第2号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めます。

次に、2ページ下から3ページにかけてですが、登録印鑑第5条の部分ですが、ここはこの機会に合わせて整理を行わせていただくもので、次条の第6条で規定していた部分を、第6条の前の第5条に持ってきて規定するものでございます。この第5条で先に規定することから、第6条では削除するものでございまして、この内容は、住民基本台帳第6条第3項と申しますのは、市町村長は政令で定めるところにより、住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）をもって調製することができるという規定でございます。つまり、記載だけであった表記を、磁気ディスク等の記録が加えられるものでございます。

最後になりますが、1枚おめぐりいただきまして、下の5ページ、印鑑登録の抹消、第10条の第2項、ここは、「又は第6号」の文言を「から第6号」という部分でございますが、今後は、第5号の後見開始の審判を受けた旨の通知があったときも抹消通知をすることとするため、「第4号から第6号までの規定」とするものでございます。

附則として、この条例の施行期日です。本条例改正は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村始委員** おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

今、部長がご説明くださった分につきまして、3点ほどお伺いをいたします。

まず、今の説明、話を伺っております、もともこの成年後見制度というのは、被後見人の財産と、それから人権等を守る制度であるというふうに理解をしております。その要件としましては、被後見人が判断能力に対して不十分である、あるいは判断能力を欠くというふうなことがあったと思うんですが、今回はそうではなくて意思能力を持っているかどうかというふうなことで、今までは部分で成年被後見人はだめですよということで形式的にいつていたところが、本人の本来の趣旨である人権、財産を守るというふうなことから、実態に即した、本質に即した、そういうふうに改正をされたというふうに今話を聞いていて伺ったんですが、それでよろしいのかというのが1つ目でございます。

2つ目は、市内にそもそも被後見人、対象となる方ですね、何人いらっしゃるのかというのが2点目。

それから、3点目として、実際の運用上、そうすると印鑑登録できる対象者というのは今回の改正によってふえるというふうに考えられるのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

以上、3つお伺いいたします。

**西井委員長** 前村部長。

**前村市民生活部長** ただいま質問いただいております件、1点目と3点目にちょっと関連すると思うんですけれども、まず、今回の改正の趣旨は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、国の印鑑登録証明事務処理要領も改正されましたことから、この要領に準拠している本市の条例改正をさせていただくものでございます。委員ご心配いただきます意思能力ということにつきましては、これは民法の規定でございます。民法総則第2章に権利能力、意思能力、行為能力、それぞれ規定され、第3条の2には、法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は無効とすると規定されていますので、この規定の法解釈に従うことを大前提に、実務運用につきまして同じように改正する多くの自治体の情報、動向もしっかりキャッチし、さらに、国や奈良県12市で組織しております奈良県都市戸籍住民連絡協議会とも協議しながら、適切な運用に努めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**西井委員長** 増井課長。

**増井市民窓口課長** 市民窓口課の増井でございます。よろしく申し上げます。

市内における成年被後見人、今回の改正によって印鑑登録をすることができるようになると思われる方は、2月17日現在で16人いらっしゃいます。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** ありがとうございます。私は今回のこの条例の改正によって、本質的な部分でよくなるというふうに考えております。あと、今、一部、部長もご答弁くださいましたけども、意思能力の判断の方法といいますか、それにつきましてもきちっと手順というか、準備はされているというふうなことでよろしいですね。それを伺います。

**西井委員長** 前村部長。

**前村市民生活部長** ご心配の実務運用につきましては、民法の法解釈を大前提にしながら意思能力の

確認等を行っていききたいと、運用について協議していききたいと思っております。よろしくお願いたします。

**吉村始委員** ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

はい。谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。よろしくお願いいたします。

今との関連になるんですけれども、意思能力を有しない者ということの認定といいますかね、この方は印鑑登録できませんというふうに認定するんだらうと思うんですけれども、どこかですね。今後協議しながら詰めていくというふうな感じのご答弁のようにはお伺いしたんですけれども、これまでだったら、成年被後見人というのはかなりはっきりした手順で、そういう方はそういうふうな認定を受けるわけですけれども、まだこれは細かいところまではそこまでは決まっていないということと考えていいのか。やっぱりある程度の手順で、そういう意思能力を有しない者というふうに判断できるというふうなことで考えていいのか、今のご答弁でもうひとつわかりにくかったので、今後の課題になっているのか。それとも、もうある程度定まって、被後見人制度の中で成年被後見人が決まるように大体ほぼ確かなものなのか、そこだけもう一度確かめさせてください。

**西井委員長** 前村部長。

**前村市民生活部長** 確かに、ご心配いただきます実際の運用について、これまでは被後見人ということで縛られていたものが広まるような解釈になると思いますけれども、先ほど説明させていただきましたように、これは民法というところでも意思能力という表現がありますので、民法に沿って意思能力の見解というのは、当然法律の解釈で意思能力があるかないかの判断をしますので、この印鑑条例でもっての意思能力というよりも、民法の意思能力、行為能力、そういったところの判断をこちらもしっかりと研究させていただいて、今多くの自治体で同じように改正しますので、それらの動きを国の総務省とも質疑応答を繰り返しまして、奈良県の協議会ともしっかりとキャッチして、ご心配をかけないように努力していききたいと今のところ考えております。

**西井委員長** はい。谷原委員。

**谷原委員** わかりました。そういう状態であるということなので、県の方の機関とも協議しながら、どういう方が当たる当たらないという判断に当たっては慎重にお願いしたいということと、これである意味では、私もできますというふうなこととか、そういう争いが起きないように、何らかの形でしっかりとした基準ができ上がっていくということ、そういう方向へ行くんだらうと思いますけれども、運用面においてしっかりと対応していただきたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、奈良県におきまして、令和2年度の国民健康保険税事業費納付金が決定されたことを受け、この納付金に見合う額、税率に改正するものでございます。平成27年に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険法が改正され、平成30年4月より施行されました。この中で、都道府県は毎年度、国民健康保険事業費納付金額を算定し、市町村は算定された国民健康保険事業費納付金を充足できるように国民健康保険税を賦課徴収し、都道府県へ納付することとされています。奈良県では、令和6年度に県内各市町村の保険料率を統一することとなっており、本市では被保険者の急激な負担増とならないよう激変緩和措置を受けながら、令和6年度までの間、毎年度、段階的に税率改正を行うものでございます。

議案書の21ページから22ページ、23ページにかけてでございますが、この説明をさせていただく前に、どういう形で今回の納付金が決まってきたかということをご説明申し上げます。

お手元にA3用紙4枚の資料をお配りさせていただいておりますので、ごらんくださいますようお願いいたします。

まず、1枚目でございます。奈良県では、平成29年11月に定めた奈良県国民健康保険運営方針の中で、令和6年度に保険税率を統一することとし、県から平成30年1月に令和6年度の保険税率が推計値として提示されました。これが1枚目、2段目、①の囲みでございます。

本市では、歳入の不足分を法定外繰入れで補てんすることにより保険税率を抑えてきた経緯があり、平成29年度時点では、県の推計した保険税率に対してかなり低い税率となっておりましたので、令和6年度には奈良県統一の保険税率となるように、段階的に毎年度税率改正を行うことで急激な負担増とならないよう、県と協議しながら保険税方針を定めました。これが1枚目、3段目、②の囲みに記載の各年度の1人当たりの保険税となります。

この1人当たり保険税額を担保するための税率を求めたものが、最後の4枚目の中段、表



3に示す税率でございます。税率を求めるに当たり、収納率は令和2年度までは各市町村の過去実績の平均値を、令和3年度以降は被保険者数によって定められる率を用いて行い、4方式で定める税率のうち資産割、均等割、平等割については、令和6年度の保険税率の推計値に向けて均等に移行していく形で定めた上で、各年度の1人当たり保険税額が担保できるような所得割の率を調整しています。

奈良県国民健康保険運営方針は、令和2年度中に中間見直しが行われ、令和3年度から見直し後の運営方針が適用されます。この見直しの中で再度、令和6年度の保険税率や適用される収納率が示されますので、本市においても、令和2年度中に再度保険税方針に係る大きな見直しを行っていくこととなります。令和2年度に関しては、本年1月23日に奈良県より本算定による納付金が示されました。

2枚目をごらんください。2段目の③の囲みで、「A欄」と記載されたものが、本来本市が納付すべき額となり、「B欄」に記載された額が、保険税方針により算定された納付額となりまして、いずれか低い方の金額を納付することとなります。「B欄」を適用する場合の「A欄」との差額が激変緩和措置となり、本市では令和2年度も「B欄」による平成29年度に定めた保険料方針に基づいた納付金となっております。納付金が想定している税率で賄えるかの検証については、例年同様に10月末時点のデータを用いてシミュレーションいたしました。

3枚目をごらんください。上段は、本市のこれまでの経緯と今後の予定を記載しています。太字が今現在、令和2年度の税率改正となりまして、今後、令和2年度中には中間見直しとして奈良県国民健康保険運営方針が見直される中で、納付金算定方法の見直しと令和6年度の推定保険税率の再算定が行われ、提示されることとなります。本市ではこの見直しに合わせて、再度、令和6年度に向けた保険税方針を設定し、保険税率を見直してまいります。今回、2,000万円近くの余剰が出る推計になりましたが、平成30年度は大きくマイナスとなっていたことなど、所得、被保険者数を含め推計だけでははかれない部分もございます。何より令和6年度には、県統一の水準となることが必要となります。令和2年度に本来求められる納付金に対して激変緩和措置を受けている本市としては、令和6年度の保険税率が見直されていない現段階で令和2年度の税率の引き上げ幅を部分的に縮小したとしても、運営方針見直し後に示される令和6年度の保険税率が平成29年度に想定された率を上回る率となれば、以降の保険税率については毎年の引き上げ幅をさらに大きくする必要が生じます。逆に下回れば、以降の引き上げ幅を小さくできることから、令和2年度に関しては現行の計画に沿って税率改正を行い、運営方針の見直しに合わせて令和3年度以降の税率設定を見直していくことが適当であると考えさせていただいております。

以上でございます。この考え方にに基づき、税率、税額改正をさせていただくものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、お手元の新旧対照表をごらんいただきますようお願いいたします。

左側が現行の内容、右側が改正後の内容となっており、赤字であらわしたものが変更箇所

となります。

2ページ、第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額算定時の総所得金額等への乗率でございますが、「100分の6.2」から「100分の6.7」に、次の第4条では、同じく資産割額、乗率「100分の18」から「100分の14」に、次の第5条、均等割額は2万3,000円から2万3,600円に、下の3ページに移っていただきまして、第5条の2は世帯別平等割額、第6条、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、第7条に同支援金課税額の資産割額、7条の2は同均等割額、次の4ページにかけまして、7条の3では同世帯別平等割額、第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額、そして第9条の2、同被保険者に係る被保険者均等割額の変更でございます。

2枚めくっていただき、9ページ、下、国民健康保険税の減額の第21条が、次の10ページ、そして11ページにかけてでございます。

最後の14ページ、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行、適用区分として、改正後の規定は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用、元年度までの分については従前の例による。令和元年度以前にさかのぼって資格の異動や所得の変更があった場合には、該当する各年度に応じた従前の税率で算定いたしますとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

どうぞ。谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。今回、先ほど説明がありましたように、国民健康保険制度が葛城市から県の方に統一した形で、県単位化という名前のもとで統一的に全県的に国保制度を見ていくという制度の改正の中で、統一保険税に向けて、葛城市の保険税についてもそれに合わせていくということで、7年間にわたって引き上げが行われていくことになりました。これはもう長く議論してきたことですので置いておきますけど、これは毎年確認ということで聞いているんですが、今年度の国保加入者被保険者の1人当たりの平均保険料が幾ら大体上がるのか。この表の中にも多分あるとは思いますが、幾ら上がるのかということが1つ。

それから、2つ目は、これは平成30年度から引き上げになってきているわけですが、平成29年の時点から比べて、既にこれで3年目になるんですかね、幾らその1人当たりの被保険者の費用が引き上がってきているのか。最終的に、それが幾らの負担を目指しているのかということをお伺ひします。

3つ目は、これは昨年度もお聞きしましたが、この引き上げは世帯によってかなり実際はさまざまであります。所得が低いところは、特に住民税非課税の世帯については軽減措置がありますので負担は低いし、でも反対に、お子さんにも0歳から均等割という形で国保税がかかりますから、多子世帯などは大変負担になるし、現役世代も今は資産割を減らして所得割をふやすということですから、現役世代は大変お子さんがおられて、特に給与所得者などは負担が高くなるので各家庭によっていろいろ違うということで、昨年度も、最も高くこの1年間で引き上げ見込みのあるのは幾らぐらいのご家庭があるのかということをお伺

いしました。去年は13万円ぐらいでしたかね。1年間で13万円上がる家庭があると、国保税がですね。あるいは10万円以上が3世帯だったと思いますけれども、そういう世帯がどういう状況なのかということについて、この3点お伺いします。

**西井委員長** 新澤保険課長。

**新澤保険課長** 保険課、新澤です。よろしくお願いします。

谷原委員のまず1つ目の質問にお答えさせていただきます。

資料の方の3ページになります。

真ん中あたりの令和2年度のシミュレーションの表を見ていただきたいと思います。そちらの方が、来年度、令和2年度のシミュレーションによって右側の税率、所得割、資産割、均等割、平等割……。すいません、1人当たり保険料なのでもう一つ下の表になります。1人当たりの保険税の方の右の方に、実績というところに表記させてもらっているのが、令和2年度のシミュレーションが9万6,833円になります。平成29年度のときは8万10円でした。その差が今回、令和2年度に当たり上がっていく分になってきます。引き上がっている金額は1万6,823円になります。

3つ目の問いなんですけれども、一番引き上がっている世帯の金額なんですけど、6万5,000円の増加になってきます。世帯の被保険者が6名いらっしゃるというところも少しあるんですけれども、それだけの差になってきています。

以上です。

**谷原委員** 去年から今年は幾らですか。1人当たり。

**西井委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 3ページの右下の方の令和2年度の黄色い欄のところの2,341円の差になっています。

去年と今年の差ということで。

**谷原委員** 今回、これ、条例で、昨年から比べてどれだけ上がるのか。それから、初年度と比べてどれだけ上がっているのかということをお聞きしたんです。

**新澤保険課長** 3,757円になります。今回上がったことによる差になります。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 単年度で見ますと、先ほどあったように3,700円程度となりますけれども、初年度からも比べると、お一人当たり1万円を超える引き上げになっていると。さらには、昨年度は10万円を超えるような方が、1年間で引き上げられる方がおられたけど、今年度については6万5,000円程度で、多子世帯の方は大変な負担になっているということがわかりました。

表で、今こちらの3ページの方で実際の実績値とシミュレーションというふうなことで出ているんですが、私、この表を見てわからないので、その表のことでお聞きしますが、4ページの左上に、私、非常にこれがわかりやすいのかなと思ったので、数字がその3ページのものとは違いますので、この意味合いを教えてくださいなんですが、1人当たり保険税とここに書いてあるんです。ここに、平成29年度1人当たりの保険税が合計でということで、令和6年までお一人当たり保険税が大体どうなるのかということを書いてあるんだろうと思ったんです。つまり、この表の見方を言いますと、国保税の場合は、要は医療費に係る分と、

それから後期高齢者保険制度に支援するお金と、それから介護保険制度の方に支援するというか、これも払う方ですね。この3つで合計して払っているわけですね。被保険者数が葛城市の場合、例えば令和元年度やったら9,035人いらっしゃって、世帯数が4,796世帯あるということですから、これで1人当たりの保険税がこういうふうに算出されているのかなと思ったんです。

ところが、先ほどお聞きしたら、この3ページの実績値みたいなこともあるので、この表の数値がどういうことなのかよくわからないんです。だから、私は今後この4ページの左上の表を見て、大体毎年こういうふうにお一人当たり上がっていくのかなというふうに見た方がいいのか、3ページのは実績値として出てきたものとしておっしゃっているのか、その違いを1つ教えていただきたいんです。やっぱり引き上げの案でありますから、今後というか、7年間にわたって引き上げられるので、その見通しを見るためにどこを見たらいいのかということをお教えいただきたいと思います。

**西井委員長** 葛本補佐。

**葛本保険課長補佐** 保険課の葛本でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまお問い合わせの件でございますが、まず、4ページ目の左上の第1表の1人当たり保険税額の合計欄のご指摘かと思えます。ここに書かれております数字につきましては、A3の資料の1枚目にあります、ここの3段目、②で囲ませてもらったこの数字と同等となっております。こちらの合計額の数字と一致するんですけども、これは平成29年度ですね、平成30年1月に県の方と協議いたしました中で、令和6年度には11万2,667円の1人当たり保険税の負担が見込まれていると。これに合わせていくに当たって、段階的に引き上げていくために設定した金額ということでございまして、まずこの段階では、この1人当たり保険税額に向けて税率改正を進めていくということになります。

先ほど、3ページ目の方で実績見込みというところで上がっている金額、これに関しましては、うちの方で税率の方を設定させていただいて課税させていただいた結果として上がってきている数値を今入れさせていただいているところでございます。

今後の見込み等でございますけれども、今現在、県の方から示されている提示に基づくと、4枚目の左上の第1表にあります1人当たり保険税、これに沿っていくことになるんですけども、こちらの内容が令和2年度中には見直しがされる予定ですので、令和2年度中に、またこのあたりの協議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。4ページの方は計画値ということで、こういう計画ですよ。でも、実際には人数とか世帯数も変わっていきますから、また保険給付費も変わっていきますので、実績値が当然変わってくると。その実績値に近い形で令和2年については設定して、そういう数字になっているというふうに理解させていただきました。3回目ですので、どなたかがまたおっしゃったら質問はいたしますけれども、ここで意見は置いておきます。また幾つか質問がありますので。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

ほんなら、谷原委員。

**谷原委員** 続いて、2つお聞きします。

1つは、4ページのところにあります表5のところなんですが、ここで議論するんがいいかどうかは私もよくわからないんですけど、国保会計の議論がまた予算特別委員会であるので、ここでするんがいいんかどうかわからないんですが、厚生文教常任委員会での所管になっておりますのでお聞きしますが、ここに令和3年から見直すということでありまして、例えば医療分も支援分も割る率かな、割ってある数字があります。1掛け6割る0.94と。これは前回お聞きしたときは、言ってみれば収納率で、100%皆さん納めていただけないので、大体収納率が94%に設定しますと。これは県の設定だと思えるんですけども、97%に高く設定されていくわけですよ、令和3年にはですね。収納率がどんなもんだったか。昨年度というか、今年度はまだ終わっていませんので、葛城市は収納率が大体どんな程度で推移しているのかということと、それから、気になっていますのは、その収納率が94%までいかなかった場合でも県の方に納めるお金は一緒ですよ。これは県は絶対納めなければいけないわけですから。その場合の差額のお金はどのような形で負担しているのか。これ、会計の方に入るんかもわからないですけども、また令和4年以降、これ、県が97%まで上げるというふうに当初言っていましたから、そしたら、その分が収納できなかった場合、かなりの収納率との差が出て納める金額が高くなるので、それは一体誰がどう負担するようなことになるのかということについてお伺いします。

**西井委員長** 和田課長。

**和田収納促進課長** 収納促進課の和田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

谷原委員お聞きの収納率に関してですけれども、直近のデータとしては、2月末現在の数字を把握しております。現年課税分と滞納繰越分と合計に関して、まずお話しさせていただきたいと思っております。2月末現在で現年課税分については82.28%、それから滞納繰越分については16.24%、合計で68.75%ということで、前年度同月比0.63%の増となっております。

おっしゃっている94%に関しましては、現年課税分ということで捉えているかと思うんですけども、昨年度に関しましては、2月末現在82.67%のものが最終93.63%となっております。現状、今82.28%ですので、従来どおりいけば93%後半というような見込みになるかなというふうに考えておるんですけども、現状、収納率に関しては以上の状況になっております。

**西井委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課、新澤です。よろしくお願ひいたします。

谷原委員の97%設定された収納率にいかないときはどのように負担していくのかということでございますが、不足が生じるケースとして、所得の減少や被保険者数の減少により保険税の収入が想定より下回る場合というのはやっぱり想定されると思っております。令和6年度以降は県統一の保険税水準となり、県の示す率によって国保事業費納付金を賄うこととなりますが、人数、所得、収納率等想定する推計に見合わない場合は、納付金に対して過不足が生じ

てきます。このとき、超過の場合は市町村の余剰金として翌年度へ繰越し、不足が生じた場合は繰越金や基金によって賄うこととなると思います。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 足りないというか、収納が十分できなかった場合は、不足分は要は基金ですか、確かに基金がありますからその基金で払っていくということになるわけですね。基金が底をついたら葛城市独自に、県はこういうふうを示しているけども、それ以上の料金を負担していただくということになるんだろうと思います。

この件について、最後ちょっと意見を言わせていただきますけれども、令和3年から見直しと、令和元年、だから、来年度ですね、この引き上げ案の条例でいって来年度の様子を見て、そして県下全体の様子も見ながら県が令和3年に見直しをするということになるわけですが、言ってみれば、新年度の間にその見直しについての検討とかも行われるんだろうと思います。実際、葛城市は97%というのは、現状今お話しされたように、現年度分が82%で最終的にそれまでの分も入れて何とか94%近くまで持っていつているという状態で、これが97%というのは相当のあれなんですよ、要は収納ということになるので。それができなかった場合に、どんどんどんどん基金が減っていくと。場合によっては、保険料の方にもね返っていくということになるので、私はこの97%ということについては、これは市長の方で検討、担当者の方かもわかりませんが、やっぱりこの97%というのが他の市町村も含めて現実的な収納率かというようなこともありますので、その分はやっぱり県で負担していただくなり、綱引きがあると思うんですけれども、これは意見ですけれども、ぜひそういう機会のあるときには97%にするというところ辺の当初の目的ですね、令和3年には見直しということですので、新年度中にさまざまな動きの中で、ぜひこの点についてはご意見を述べていただきたいというふうには思います。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

谷原委員お述べのご意見、ごもっともかとも思いますが、まずは制度設計といたしまして、県単位化というか、奈良県の場合は県で一本になりましたので、元来県全体で、残念ながら徴収がどうしてもできないところもあれば、そこも含めてこういった徴収率を設定すべきですが、従来の市町村単位でやっていたときには、実際現行でも、逆に小さな規模の町村の方が収納率が100%であったりするわけですので、こういった部分についてはやはり制度運用上不公平感が出てまいります。実際、委員のご指摘もありましたけども、現行までは各市町村によって徴収率の設定が違ったわけですので、そういった点と、余裕でその徴収率を超えて集めていच्छるところは当然会計に余裕があるわけなんですけど、逆にいいますと、徴収率の低いところの分も含めて県全体で負担するというか、かぶるということかですね、そんな構図も一方ではそれを認めてきたという状況に今の制度設計はなっておりますので、そういった意味では今回、県の方の制度設計、これが12市、それと町村のグループでそれぞれ同じ徴収率を設定してやろうじゃないかという方向に今動いてきている中で、

その来年度が97%ということをお示しいただいています。ある意味、制度設計としてはスタート時点よりも公平感がある形にはなってきたおるんですが、それが当市にとって本当にふさわしいものであるかどうかということについてはしっかりと検証しながら、引き続きこの件だけではなくて、そもそも今回ご質問にはございませんけども、医療費そのもののそもそもその支出、給付が、当市の場合低いということも含めて、やはり全体の制度設計に対して県に対して必要な意見を物申していくということにつきましては、今後とも引き続き提案していきたいと存じますので、これからもまた積極的なご意見等を言っていただきましたらと存じます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、今回の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対する立場で討論いたします。

葛城市はこれまで、これまでというか県単位化になるまでは12市の中で最も国保税の低い市でした。その大きな理由として、大きな病院がないとか、医療水準の問題及び健康意識を高めて健康寿命を延ばすという市のさまざまな取り組みの中で、医療にかかわる、つまり医療給付が葛城市は少なかったということがあります。それと、もう一つは、さらに国保税を抑えるために一般会計からも繰入れていたと。それで12市で一番低かったわけでありまして。県下でも3番目ぐらいだったと思います、下からですね。それが県単位化によって、一般会計からの繰入れがなくなったと。年間1億4,000万円ぐらいというふうなことを、過去の質問の中でこれまで一般会計から繰入れていたということですが、それはなくなったと。

さらには、先ほど副市長がおっしゃったように、医療給付水準が低いにもかかわらず、県では統一の保険税になるわけですから、ある意味では葛城市民にとってはその分を割り食っていると言ったらあれですが、ほかの市町村のために同じような保険税で協力しているということになるわけでありまして、私が今回1つ言いたいのは、医療の均てん化ということを経が国保制度の県単位化をやるときに述べておりました。つまり、医療給付水準が違うじゃないかと。だから、当然葛城市民は医療費が余りかかっていないのに、何で同じ保険税を払うんだという議論がありまして、これ、全国で4県だけです、こんなやり方をとったのはね。大阪なんかはみんな市町村の医療給付水準に合わせて、統一じゃないんですよ、料金がね。そういう制度設計やったけど、奈良県とか、ほかの幾つかの県は統一したわけですよ。これは非常に私は葛城市としては、我々は市の利益を守るといって、市民の利益を守

る立場からすると、これはやっぱり制度設計がおかしいと、インセンティブも働かないと。

やっぱり努力して医療費を削減したら、国保税も下がるというインセンティブが働くような制度にしてほしいということは私は言ってきたんですが、一方で奈良県が言ってきたのは、医療の供給体制を均てん化すると。すごい難しい言葉が出てきたんですが、均てん化する。つまり、ある程度どの地域でも医療格差がないようにしますというふうな、そういう方向をにらんでということをおっしゃっていたんですが、しかし、実際には、これは厚生労働省の方が全国の424の公立病院・公的病院の統廃合・再編ということを、病院名の実名を挙げて昨年の9月ですか、発表されました。この地域では御所市の済生会病院がその対象になったということで、お聞きすると、御所市では議会を上げてそういう再編は困るということを決議を上げるというふうな方向を伺っていますけれども、つまり葛城市にとっては一番近い、従来から特に旧新庄町の方は大勢利用されていたところの病院が、またそういう再編になっていくと。葛城市にとっては、大変この医療の均てん化からしても逆行する動きがあるわけですから、先ほど副市長がおっしゃったように、令和3年の制度設計の見直しということがありますので、ぜひインセンティブが働くような制度設計にする。それから、先ほどあった収納率97%、これは高いと。これはぜひこれを申し述べていただきたいんです。でないと、毎年国保税が上がっていく。その国保税そのものの制度が葛城市にとって、本当にある意味では不公平だと私は思っておりますので、そういう制度設計になるように、変わるように、ぜひ葛城市としては声を上げていただきたいと思います。現状ではそういうふうな意味で大変不公平な、私は国保税の引き上げになっていると思いますので、反対したいと思います。これが1つです。

それから、もう一つだけ、先ほど言いました子どもの均等割の問題です。これは全国知事会も全国市長会も、子どもの均等割については子育てを支援するという観点から見て、赤ちゃんにもかかるんですよ、この均等割というお金は。まさに所得のないお子さんにもかかるような算定の仕方になっているので、これをぜひ見直してほしいということは、全国知事会とかも政府に要望されているところでもありますけれども、全国では市町村レベルで子育て支援ということで、この均等割についての軽減をやるというところが出てきております。奈良県では上牧町が去年、今年と2年間限定ということですが、基金に余裕があるということでそういうことをされたようでもありますけれども、やはりそういう点についても考えていただいて、今回は計画どおりの引き上げになっておりますけれども、こういうところ辺も、今後見直していただきたいということをお願いしたいと思います。

以上の観点から、このたびの条例には反対いたします。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はありませんでしょうか。

副委員長。

**奥本副委員長** おはようございます。私は、このたびの議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の税率改正ですけれども、国民健康保険の都道府県単位化に伴って都道府県が財政運



営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担って行く中で、先ほど話にありましたように医療の均てん化を前提として、奈良県においては令和6年度に、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるよう、県下統一の保険料率にすることとされました。本条例改正についてはこれに伴って県と協議の上、保険料方針に沿った保険税率の改定を着実に実行していくための改正であり、被保険者の負担水準に激変が生じないよう緩和措置を受けまして、本来必要な額への引き上げを段階的に行えるよう慎重に検討を重ねられたものであると思います。

引き続き県と十分に協議、連携し、慎重に検討を重ね続けていただくことを望みまして、今回提出の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきましては、賛成討論いたします。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**西井委員長** 起立多数であります。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第8号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井子ども未来創造部長よりお願いいたします。

**中井子ども未来創造部長** おはようございます。子ども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程となっております、議第8号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年10月3日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、職員の基準等について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたことにより、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

7ページをお願いします。

附則の一番下の行、職員に関する経過措置の部分でございます。1枚めくっていただきまして、8ページ、「平成32年3月31日、令和2年3月31日ですが、までの間」という部分を「当分の間」に改め、同じく、「平成32年3月31日までに」を「当該研修が実施される年度内に」に改めるものでございます。放課後児童支援員に関するみなし支援員の経過措置が令和2年3月31日に終了することになっておりますが、保護者の働き方の多様性から、今後も

ふえ続ける学童保育のニーズに対応できるよう放課後児童支援員の確保が必要となるため、経過措置を当分の間延長するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** ご苦労さまです。この間、新型コロナウイルス対策ということで学校が休校措置になって、朝早くから学童保育を実施するというので、学童支援員の方の確保等、大変ご苦労されたと思います。ありがとうございます。

今回の条例改正案は、その支援員の方の資格ですね、資格の弾力化ということの期間を延ばすということであろうと思いますが、この間の支援員の方の確保に当たって、こういう形で新たに弾力化された資格ですね、弾力化された形で資格を取られた方はいらっしゃるのでしょうか。実績としてですね。それをお伺いします。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。お世話になります。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

今まで毎年おられまして、今年度におきましても7名の方がこちらの対象となっております。そして、新年度におきましても7名の方が対象になります。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 実際におられるということで、それで、従来はまた違った形で資格を取っていただくということでやってきたわけですが、確保するというので弾力化したと。その違いですね、今度こういう形で弾力化するのをまた延ばしますよということなんですが、実際に現場の対応としてその支援員、これまでの方とこういう新しい資格でやられた方の違いといふかな、実際現場で見て、やっぱりこういうふうには弾力化すると具合が悪いかなとか、この弾力化されたものでも大丈夫だなとかいうところ辺は、実際にはどんなものでしょうか、現場の声としてですね。それについてお伺いします。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまのお問いに答えます。

内容的には、今回、弾力化ということでおっしゃっていただいているんですが、弾力化というよりもむしろ今までどおりを継続して、当分の間続けさせていただくということでございます。こちらの方はもともと学童保育に携わっていただく職員につきましては、基準の中でこの職員に対する部分のみ従うべき基準となっていたところでございます。そのほかは全て同じ、条例の中でも全て参酌すべきになっていたんですけれども、今回その部分が地方からの提言を受けて、政府の方でこちらと一緒に参酌すべき基準とされたところなんです。

ところが、参酌すべきものとはされましたが、その職員に係る基準を緩和するとかいう部分ではございませんで、そちらにつきましては人の配置とか、そういった分は参酌になりましたから、一部それぞれの市町村の条例で自由に決めるということも可能とはなったんですけれども、今回上げさせていただいている部分はそういうことではなく、今まで、例えば教職の資格をお持ちの方でしたら、4月に採用させていただいた方、この研修を受けて初めて、教職プラス資格の研修を受けて初めて支援員となれるところでございます。その研修が10月、11月にわたって、数日にわたっての研修なんです。本来であれば、この経過措置等がなければ、4月1日は補助員、そして研修を終わられたら支援員になるという流れでございましたが、そうするとやはり支援員になっていただくまでにタイムラグといいますか、何か月も要しますし、場合によったら、奈良県では10月、11月に研修をしているところですが、各市町村によったら、そちらの研修時期も異なるのではないかと。人数によっては、2回、3回に分けてということもあるでしょうし、そうしますと、補助員では採用できるけれども、そちらの方が支援員になっていただくのに期間を要するという形になります。それを私どもは今までも経過措置に従いまして、4月に採用した教職をお持ちの方は、10月、11月に研修を受けられるというところの上で、みなし支援員とさせていただいていたところでございます。こちらの経過措置が切れてしまいますと、先ほどの補助員と、研修を受けるまでは補助員ということになりますので、非常にそちらの方が近々に迫っておる期限の中で、やはり引き続きこのみなし支援員というのは今後もふえ続けるであろう支援員のニーズ、職員さんを雇用するのにおいて今後も引き続きそちらの方でやっていただくことでの当分の間の延長でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。資格そのものの弾力化ということではなくて、補助員と支援員の間のみな支援員のところを、基本的には研修を受けることによって支援員の方になっていただくために期間を延ばすということ、よくわかりました。新たに私も学童については勉強しなければいけませんけど、補助員と支援員の違いとか、議員も今メモもとっておられたので、そうか、学童の支援員というのと補助員とあってですね。というのは、やっぱりなかなか確保しにくいという問題をいろいろお伺いしていますので、この補助員とか、支援員との違いとか、そういうことを理解しながら、我々もできるだけそういう方が広く学童に参加していただけるようなね、本当に人手がないということですので、市民の方々にもお話しできる機会もあろうかと思っておりますので、引き続き勉強したいと思います。よろしくお願いします。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

吉村委員。

**吉村始委員** 今の井上課長のご答弁を伺ってしまして、1つだけ単純な、素朴な質問をいたします。

4月に採用されて、研修期間が10月から11月にされるということで、その期間に研修をされる理由についてだけ、1個だけお伺いいたします。

**西井委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。ただいまの吉村委員のご質問にお答えいたします。

その期間に研修をされる理由ということでございます。そちらにつきましては、研修につきましては、都道府県知事もしくは政令指定都市の市長がその研修を行うという形になっております。ですので、奈良県知事がどうしてその時期にされるのかということになるんですけども、私の勝手な解釈はやめときます。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

お手元にある新旧対照表なり、法の11条のところに書いてございますが、まずはこれ、人員の基準でありますので、支援員になれる人の資格について、例えば、保育士資格を持っているとか、いろんな前提となる要件がまずあって、さらにその方たちが研修を受けていただいて初めて支援員として現場で働けるという枠組みになっております。

課長が説明申し上げましたように、その研修につきましては、奈良県の場合は奈良県知事というか、県が実施することになってございまして、それがなぜ研修がその時期になるかということについては現在お尋ねをしておりますので正確には申し上げられませんが、一方では、その研修を受けないと現場で働けないかということにつきましては、先ほどみなし支援員といった表現もしておりましたが、その研修を受けることを前提として4月から働いていただけるということにはなっておりますが、ただ、多分一刻も早く受けていただくにこしたことはないと思いますので、そのあたりはまた、この場ではお答えできませんが、確認させていただくなり、必要に応じて県に要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、議員間討議を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第10号、葛城市水道事業及び下水道事業の設置などに関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部の西口でございます。

ただいま提案いただきました、議第10号、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

内容としましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、地方自治法に条ずれが生じることにより、改正前の条を引用しているこの条例について、所要の改正を行うものでございます。

本条例の6条中、第243条の2第8項を第243条の2の2第8項に改めるものでございます。施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結します。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午後 1時30分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、議第2号、葛城市リサイクルプラザ設置条例を制定することについてを議題とします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

先ほど午前中は、現地を視察、確認いただきましてありがとうございます。

それでは、議案書の7ページ、8ページに、議第2号として提案させていただいておらず葛城市リサイクルプラザ設置条例を制定することについてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

本施設につきましては、笛堂にありましたクリーンセンターを解体、そこに、葛城市破砕剪定枝等保管施設を設置して、地域循環型社会形成のより一層の推進を図るということで、これまで本厚生文教常任委員会での調査案件として継続した審議を初め、決算・予算等特別委員会におきましても見守ってきていただいております。昨年、平成31年4月に地元笛堂区のご理解も賜り、協定書を交わし、おかげさまでこのほど完成させていただくことができました。

議案書の8ページをごらんいただきますようお願いいたします。

第1条では、設置目的・趣旨として、ごみの減量化及び資源化の推進を図るため、葛城市リサイクルプラザを設置するという規定でございます。

第2条では、名称及び位置を規定するものでございます。

第3条は規則委任の規定でございます。この条例施行に関し、必要な実際の管理運営に関する事項は規則で定めると規定するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日とさせていただくものでございます。

今議会で本条例案の議決をいただくことができましたら、設置の目的達成のための事業内容、施設の区分、休館日、開館時間、職員、管理、利用者、利用許可、利用の制限等の規定を規則で定めさせていただくべく、必要な事務を進めさせていただいております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

吉村委員。

**吉村始委員** 今回のこの審議の前に、こちらのリサイクルプラザの方、先ほど昼前に委員で視察に行かしていただきました。やっぱり百聞は一見にしかずということで、この図面だけじゃなくてよくわかりまして、ありがとうございます。

それで、そのときに機械が2台、稼働した状況のものもあわせて、見せていただいたんですが、剪定枝の破砕機と、それから発泡スチロールを溶かしてインゴットにする、その機械だったんですけども、これについて大体どれぐらいの耐用年数というか、今ある機械を稼働しようというふうに将来予定されているのかということが1点と、それから、まだこれからはかもしれないが、安全装置もついている機械ではありますけれども、やっぱり危険性を伴う作業ということになると思いますので、大体、きょう伺ったときには1人で作業されているところを拝見しましたがけれども、何人ぐらいで作業をすとか、そういうふうなところが決まっているようでしたら、お教えいただけたらと思います。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまのご質問に回答させていただきます。

耐用年数でございますが、破碎機、減容機ともに8年を見ております。

そして、作業の人数なんですけれども、一応アルバイト職員1名から2名というあたりで考えております。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

ほんなら。谷原委員。

谷原委員 私もきょう、見学に行かせていただきました。どういうものかということがわかって、審議に資するものだと思います。

1点お聞きしたいんですけども、破碎機ですね、チップパーですけれども、これはかなり音がいたします。私、きょう見て、小型なのでどの程度の音かわかりませんが、私も以前ボランティアでいろいろと淡路島の方へ行って、竹がいっぱいしこっているの竹林整備のためのボランティアに行ったときに、リースで、もうちょっと二回りか三回りぐらい大きい機械で、それこそモウソウダケを全部チップパーにかけて、あそこは牛の飼育が盛んなので、下にチップパーした竹を引くとか、きょうお伺いしたら、牛の餌にもなるというふうなことをお伺いいたしましたけれども、物すごく音がして遠くまで聞こえるんですよ、その破碎の音が、がりがりがりがりという音がね。きょう見学させていただいたら、クリーンセンターで受け入れている直径が5センチ、長さ30センチぐらいのものを、僕は非常に小さかったから、それぐらいなんだろうなと思ったんですが、音は周辺に結構民家もありますので、室内でやるとまた余計反響したりして耳栓等も要るのかなとは思んですけども、そこら辺がきょうは運転されていなかったの、周辺の環境という問題で、一度またそこら辺は配慮していただけたらなと思います。きょうは運転がなかったのでよくわかりませんでしたけど、その点はどんなものなのかお聞きします。

西井委員長 庄田課長。

庄田環境課長 破碎機の音なんですけれども、先月の23日に笛堂区の地元の方々にも実際デモを行いまして、破碎機をやっている状態を見ていただいております。了解も得られておりますので、なるべく周囲の環境に配慮しながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 はい。谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。非常にコンパクトで小さいものでしたんで心配ないのかなとは思んですけども、そのあたりまた何かありましたら、ご注意の方、よろしく申し上げます。

西井委員長 ほかに。

内野委員。

内野委員 きょうはありがとうございます。本当に行かせていただいて、実際に見せていただいていろいろわかりました。

私の方から、実際に作業をしているところも見せていただいたんですけども、これは要望ということなんですけども、すごく単純な作業やったんですね、発泡スチロールをずっと細かくちぎって中へ入れてやる作業とかというのはすごく単純なので、できれば雇用の方でね、今アルバイト職員1名から2名とおっしゃっていたんですけども、例えばこれはどうかわかれへんのやけども、そちらで検討いただいたらと思うんですけども、障がいをお持ちの方とかがもしできるのであれば、B型になるんかどうなるんかわかれへんのやけど、その辺の雇用もお考えの中に入れていただけたらなど。ほんで、破砕機の方も多分そんな危険が伴うんか、その辺のことは動いていなかったのかわかれへんかだったんですけども、発泡スチロールにおいては単純な作業やったんでいけるんじゃないかなと、そういうふうに感じました。

あと、ある一定の場所があいていたんは何ですかと聞いたら、家具とか、あと自転車等々をいろいろと修復して、いろんなところでリサイクル等々に出されるというようなことも聞いたんですけども、その辺のことをもうちょっと教えていただけたらなと思って。わかる範囲で。これから考えるということですね。もしわかれれば何か。あいていた空間があったんで、あそこでも何かされるのかなと思ったんで。

**西井委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** ただいまのご質問でございますが、障がい者の方の雇用ということも視野に入れて考えていきたいと思っております。

それと、家具、自転車の修理でございますけども、家具につきましては、各家庭で不要になった家具の中から再生可能なものを選択して、ストックヤードに持ち込みまして、大工経験のあるシルバーセンターの方でということでは考えておるところでございます。そして、自転車の修理でございますが、ここは生活安全課と連携をとりまして、所有者不明の放置自転車の中から防犯登録を外したものを選んで修理ということなんですけども、奈良県に奈良県自転車軽自動車商協同組合というのがございまして、そちらの方に委託ということで今のところは考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 内野委員。

**内野委員** ありがとうございます。本当にあそこの施設を見させていただいて、やっぱり環境に本当によい1つの施設かなということと、あとまたやっぱりそれが大きくはSDGsの地球にやさしい環境ということでつながっていくと、そういうふうにはきはきょう行かせていただいて確信させていただきましたんで、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

**西井委員長** ほかにございませんでしょうか。

梨本委員。

**梨本委員** 梨本です。よろしくお願いいたします。

本当にほかの委員さんもおっしゃられているように、きょう見させていただいて非常にイメージが湧きました。ありがとうございます。

私が聞きたいのは2つございます。



1つは、このリサイクルプラザにはスケールといいますか、通常クリーンセンターなどにあるようなそういった重量をはかったりとかというものは多分設置されていなかったと思うんです。私がこれから、これは全体のことに関しては今後規則においてある程度管理の内容は決めていくということなんですけれども、どういう持ち込み形態になるのか、例えば住民さんがこういった剪定枝を直接持ち込むことができるのか、発泡スチロールを直接持ち込むことができるのか、もしくは、自転車とか家具とかを、不要になっているけれどもまだ使えると思ったときに持ち込めるものなのか。それとも、そういった受入れはリサイクルプラザではされないのかというところを1点教えていただきたいんです。

それともう一点は、自転車のこと、今、内野委員もこのことについて聞かれましたけれども、私、リサイクルの中でも自転車をリサイクルというか、これはリユースになると思うんですけれども、リペアをしてのリユースだと思うんですけれども、これは非常にすばらしいなど。成功している近隣市町村の事例で言うと、先ほど補佐もちらっとおっしゃっていましたが、王寺町さんがかなり長いことこれをやられて、非常にこれが好評でいろんなところでそれが売れていると。売れているというか、市民の方にも還元できていて非常にすばらしい取り組みやなというふうに私も思っていました。

王寺町さんの取り組みの場合は、私、これはちょっと古い話なんで、私が知っているのは古い話なので今はもしかすると違うかもしれないんですけれども、今、課長がおっしゃられたような委託という形ではなくて、収集に行っている職員さんが、午前中は収集に行っていて、終わって昼から手のあいたときに作業所の前、作業所というか事務所の前で自転車を一生懸命修理したりとか、きれいに拭いたりとかということをしているのを私、何度か見たことがあるんです。新たな雇用からそういったことをやるということを想定されるのか、それとも、もしくは今の人材の中で何かそういった活用ができないのかというところを検討されていないのかということ、この2点教えていただけますでしょうか。

**西井委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** ただいまの質問でございます。剪定枝につきましては、市内の公園で発生しました剪定枝を考えております。シルバー人材センターが請け負っております剪定、それをストックヤードに持ち込んでいただいて破砕するというところでございます。そして、発泡スチロールにつきましては、クリーンセンターが回収しました容器包装プラスチックから発泡スチロールを選別し、クリーンセンターからリサイクルプラザの方へ持ち込んで処理するということを考えております。

それと、自転車の修理、再生でございますが、これにつきましては、自転車に乗ることについては安全性の面も配慮しまして、自転車安全整備士の資格を持っておられる方に整備、修理をと考えておりますので、奈良県自転車軽自動車商協同組合高田北葛支部というのがございますが、そこは自転車安全整備士の資格を有している組合でございます、そこに委託をと考えている次第でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。2点お答えいただきまして、計量器がないということも含めて公園の剪定枝、これ、シルバーさんが持ち込む分と、それからクリーンセンターで選別した発泡スチロールだけを持ち込むということで、一般からの持ち込みは想定されていないという考え方でよろしいのでしょうか。ここを私が心配しているのは、何が言いたいかということ、例えばクリーンセンターでそういった一般の事業者の方が持ち込まれたら有料やと思うんですよ。で、発泡スチロールなんかは、どれだけいいものであっても一応廃プラスチックという区分になってくると、事業者から出てくる廃プラスチックはこれ、産業廃棄物になってくるんで、そうすると市の施設で受け取るということが非常にやっぱり困難になってくると思うんですね。そういったところで、持ち込みのある程度どの程度まで寛容にやられるのかということ運用の段階で決めておかないと、リサイクルできるからいいわいいわと受け取ってしまうとコンプライアンス上の問題が出てくる可能性があるんです。その辺だけちょっと整理して、規則の方できちっと盛り込んでいただいた方がいいのかなということもあって、こういうお話を1点させてもらいました。

もう1個の方は、自転車の方に関しましては、確かに安全の面からは私も資格を持っている方の方がやった方がいいと思います。というのが、ある程度ちゃんとなっているように見えても、結構放置されている自転車というのはフレームがゆがんでいたりとかして、実際に乗ったりすると真っすぐ走らなかつたりとかということも結構あるんで、やっぱり安全の面からは課長のおっしゃられることは大事やと思うんです。

ただ、この安全整備士の資格がどれほど難しい資格なのかというのは私はちょっとわからないんですけども、ある程度何か教えていただけて、職員さんがそういうことを取れるようなものであれば、外に頼らなくても中の今までのコストの中でうまく回していけるというものであるならば、そういうこともされた方が、できるだけ職員さんのすき間時間を埋めて、人材コストもうまく活用できるのかなという思いもあったのでこのこともお伝えさせていただきました。特に結構ですので、そういったところをまた留意いただいて、運用規則の方をおつくりいただければと思います。よろしく願いいたします。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてを議題といたしますが、当委員会に関連するというので、この間の一般質問で理事者側が答弁しなかった内容とかは、一応説明願えたらと思っております。

副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。事前に準備をしているわけではございませんで、多少要領を得ない説明もあるかもしれませんが、そのあたりはご了承いただきたいと存じます。

一昨日、3月10日の一般質問におきまして梨本議員のご質問の中で、これは議員一問一答方式でこのリサイクルプラザの建設に係る経緯についていろいろお尋ねいただきました。これにつきましては、議員の質問に対しまして担当部長、前村部長の方がこれも一問一答形式に基づいて明確にそれぞれお答えをしたとは思いますが、多少理事者側の答弁、ご説明の部分に不十分なところもあったのではないかと思います。その結果といたしまして、この案件につきましては、梨本委員の方が少しこの契約の手續等に疑念があるよねというふうなことでおまとめになったまま、ここにつきましては質問がございましたので、理事者側の発言、ご説明ができないままで次の質問に移られたと。一問一答の形式、あるいはその議事の運営自体は、これは議会の方でなさいますので、それについてはそちらに従ったということではございますが、関連のあることということで今回発言の機会を与えていただいたということで理解をしております。

そもそもこのリサイクルプラザにつきましては、これは議員の皆様のご記憶にも新しいと思いますが、もともとは新クリーンセンターの建設とあわせて行う循環型社会形成計画の中で、全体のごみの減量化の一環として、ネギ農家から出るネギの残渣等のコンポスト施設としてももとは計画をされておったものでございますが、これは平成29年であります。平成29年のちょうど9月議会のご審議をいただいていたところに計画の変更があって、コンポスト施設でつくるということについては地元のご了解、ご同意がいただけないということで、急遽ごみの減量化全体の計画の達成のためにどうしたらいいかということで、先ほどご審議をいただいたようなリサイクルプラザという形で進めようということになったわけではございます。

このリサイクルプラザの予算につきましては、これが平成29年の9月ごろに方向転換したわけではございまして、そこから大急ぎで次年度に向けて予算の形を固めた上で平成30年度当初予算で、この施設の実施設計と、それから工事費をまとめて計上させていただいて、これは全体の交付金の関係もございまして平成30年度内の完成を目指すというスケジュールで

進めるということで、行政内部といたしましても非常に綱渡りの中で、ただ、地元のご意向にできるだけ沿った形でご理解も賜りながら全体の目標を達成するという事務手続を、何とかかんとか進めていこうとしたわけでございます。

その中で、平成30年度の年度末になってようやくその工事の一連の発注の手続が着手できた。実際には平成31年の3月議会の最中でしたが、そのタイミングで初めて先ほどごらんになった施設の入札をいたしました。入札の結果は残念ながら、これはこちらがご提示をした金額ではなかなか工事ができないということであったかと思いますが、不調に終わりました。これは建築の工事としてやろうとしたわけですが、不調に終わった。不調に終わったことに対して、これ、どういう形でやるかということについては中でいろいろ議論いたしました。業者選定委員会も実は2回やっております。1回目は、もう少し金額をふやせないかということも含めて検討いたしました。そういった過去の事例も、1回目よりも金額をふやしてやるというような事例もございませんので、それはまた手続の透明性の観点からもいろいろとご疑問といたしますか、手続の透明性の観点からいろんな意見をいただくというのはどうかということで、逆に2回目の見直しでは、電気設備を外して一旦入札をしようということをやったわけですが、ただ、建物の中で電気設備を外した建物ということが成立をするとは思っておりませんので、あくまでこれは受注業者を確保して、少しでも早く着手をしていただくという中で、建物の全体の設計の中から電気設備工事を外して、もう一度積算をやり直して、建築の工事として入札を行った。その結果、新和建設株式会社が落札をしていただいたというのが最初の契約でございます。

その次の契約につきましては、今度は電気設備でありますので、電気設備の工事につきまして、これは仮に建築の業者がとられたとしても、最終的には再委託の形で電気設備業者が工事されるんであろうということで、電気設備の業者で競争をいただくということで一旦は電気設備の業者を指名して入札をしたわけですが、これがまた不成立であった。参加の業者数がそろわずに中止となったものですから、これについてはもともとの建築の業者であります新和建設と、追加工事の形で何とかその受注業者も含めて新和建設の工事としてやっていただけないかということで追加契約をしたということが次の変更契約の経緯でございます。

最後、これもいろんな今までご説明をしております経緯の中で外構工事でございます。これはもともとは建設と外構を合わせて建築の工事として、もともとは一体発注をするつもりで進めてきたわけですが、今ほど説明しましたような経緯をたどり、分割発注が続いたという中で最後の外構工事でございます。初めから外構の工事だけであれば、これは工事の種別からしますと、土木の指名登録をされている業者でも当然できる工事でございます。ただ、このときも業者選定委員会で議論をしたわけですが、現場経費等を含めて考えると、価格の優位性の中で競争性と、それから価格競争をちゃんとしていただくということからすると、建築の業者を指名して競争していただいた方がこの件に限っては、もちろん建築工事と並行して現場を工事するというのと両方の観点がございますが、価格の競争性、優位性があるのではないかとということで建築の業者で、これは入札をいたしまして、入札の

結果として結果的に既に工事を請け負っております現場事務所等もそこにございます業者はやはり価格競争でも優位性を発揮されてとられたということで、最大限手続の透明性と競争性を確保しながら進めてまいったわけでございます。

ただ、このあたりの本当に内部でもこれは非常にタイトなスケジュールで、ある意味綱渡りの事務を行ったことにつきまして、これは当日、一問一答の形でお尋ねいただきましたが、理事者側といたしましても、議員がどの部分に関心を、あるいは場合によったら問題意識を抱いておられるかということを的確に把握をした上でご説明をすればよかったですんですが、理事者側の説明も非常にそういった意味では多少不十分なところもあったのではないかと思います、以上のような経過をたどっております。

いずれにいたしましても、業者選定委員会と申しますのは、これは最終的にはこういった形で手続の透明性、競争性をしっかり確保する形の選定の方式を議論する内部機関であります、それとあわせてやはり最終的には委託等の工事でございますから、受注の業者がちゃんと存在するというそのことも含めて総合的に判断をして議論をする内部機関でございます。業者選定委員会の委員会自体の長は私でございますが、発注は市としていたしますので、市一体としての判断となりますので、業者選定委員会が最高意思決定機関ということではなくて、最終的には市の判断であるということも含めて、非常に我々も会心のできというわけではありませんが、綱渡りといえますか、タイトなスケジュールで何とかかんとか最善を尽くしながらその時点その時点で判断をまいったわけでございますので、このあたりにつきましては十分ご理解をいただきました上で、その上でさらに手続等についていろいろとお調べいただいたり、ご審議いただいたりということであれば、これはまた議会活動の中でやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**西井委員長** 簡単に。梨本委員。

**梨本委員** 今のご説明いただいたわけなんですけども、私の一般質問に対してということなのでちょっと説明、説明というか私の思いを伝えさせていただくと、今おっしゃられたリサイクルプラザの中で綱渡りの中でやってこられたことはわかるんです。私が言いたかったのは、契約事務の手続についてというところで、業選の選定があった後になぜ発注業者、電気設備工事で入札しているのが建築業者の追加変更契約になっているのかという話ですので、これ、この場で話をさせていただく話ではなくて、総務部長ですとか管財課長がおられなかったら私も聞きようがないんです。ということで、これに関しては、一応副市長の説明は承ったということで、このあたりにしていただけたらどうかなというふうに思っております。

**西井委員長** この前、市側の答弁を聞かなかった中で当委員会があるから、一応その答弁の内容を発表してくださいということです。また、ほかの機会とかで、そうでなかったらこの前のままであったら、やっぱり当委員会、いろんな出てきた特に採決やというような問題に関連してくるよって、一応市側はどうやったんやという答えだけ。梨本委員自身は、その答弁をもらっていた次の質問もということと答弁かまへんと言われたんやと思いますけど、そういう結果になったけど、一般市民も含めてあの話だったら、一方的な話になったというふうな解釈されたらあかんから、この場にまた関係の委員会ですので、一応その答弁をしたかった内容

についてどういう説明かと、答弁じゃなくどういう説明かということをお願いしていただくのが、いろんな会議の中でそういうことも含めて参考になるんじゃないかということで、急遽、一応答えてくださいという話をしたわけで。どういう経緯がどないかと。また、決算委員会でもその話が出てきて、委員が入っている入っていなくても、そのふわっとした話の中で採決するというのは大変難しい問題。特に当委員会の人間がもっとわからなかった難しい問題が、一応返答だけ、返答の内容の要旨だけ聞かせてくださいということでございますので、その辺でほかの機会でもまた梨本委員のおっしゃる意味は、またその機会ごとに質疑してもらったら結構でございますが、とりあえず、この前の一般質問で宙に浮いた部分だけの説明をしてほしいということでございます。ご理解ください。

**西川委員** 委員長、よろしいか。

**西井委員長** はい。

**西川委員** 何かようわからんのやけどね、ちゃんこの質問を、こんな契約事項について何か不正なことをやってんのちゃうかいうことで終わったるように聞いたから、副市長が「いや、そうじゃ違いまんねん」という説明を今しているみたいなことやけども、このリサイクルプラザだけ違うんですよ。ずーっと業者が参加せえへんという不参加の、1社しか参加せえへんとか、それが不落で成立せえへんとか、そんなんがずーっと何回か続いたんですよ、そういうこと。それ、いつからやということが僕らはわかっている、大体、何で参加せえへんのか。そこのところを行政側、一気にこれ、葛城市にこの業者が参加せえへんような形が何で出てきたんか。そこらをよう分析して、一般競争入札でこうこうこうでって、それはそれでええんですよ。そやけれども、それで工期がおくれていく。毎回やらなあかん。それで工期がおくれていく。何回これ、成立しませんねん、不落ですもん。何でこういうふうなことになってきたかいうのをやっぱりもうちょっと、ここでは言いませんけれども、厚生文教の所管ではないんでね。そやけども、今こんな話が出たから。きちっとやっぱり原因分析をしていかんと、これからどうなるのかわからんけれども、そういうのをあんまり繰返させたらあかんと思うしね。それは葛城市だけと違いまんねんということか知らんけれども、特に僕はある時期から多いように思うからね。何か言うことがあったら言うてください。所管と違うからね。

**西井委員長** 答弁することがなかったら、所管の部分からかなり離れるよって。

副市長、部分的な注意しながら発言してください。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

ご意見もしっかり賜りながら、先ほども申し上げましたけど、手続の透明性とともに入札機会をどうやって確保していくか。業界の事情とかお考えもしっかりと察知しながらやらないと、なかなかこれ、手続だけを行政側の論理だけを振りかざしてもなかなか入札も成立いたしませんので、引き続き情報も収集しながら、委員の意見も参考にしながら取り組んでまいりたいと存じます。ありがとうございます。

**西井委員長** ほんなら、ごみの減量化についてということでございますので、本件について、今回は理事者側から報告事項は特にないということでございますので、委員の皆さんから何か確認

事項等がございましたらお受けしたいと思っておりますが。何か。

谷原委員。

**谷原委員** ごみの減量化にかかわることについて、こちらから1つお願いというか、意見を申し上げたいと思います。

一般質問で私、取り上げました問題であります。私は、要は資源ごみの収集運搬処理について、事業費そのもののこれを経費節減していくということは、今の葛城市の一般会計の状況から見て、やっぱりこれは努力せなあかんという思いが1つと、もう一つの思いは、やはりこれ、市民の方は大変協力しているんです。やっぱりちゃんと分類もし、そしてそのときにちゃんと出し、そこの違う日に出したところあれば、やっぱり組の人がそれも整理もしながら、あるいは容リプラでも、容器プラスチックなんかでも風で飛んだら上げるとか、そういうふうな形で本当に家庭でもちゃんと分類し、出すステーションでもいろんな問題を管理し、また、ごみの減量化につきましても、市民の方が本当に協力されているわけです。したがって、このことの中でコストをやっぱり市としてもきちっと下げていく必要があるだろうと。その際、私、環境省の一般廃棄物会計基準をお示ししました。これは平成19年6月に環境省が各市町村の自治体に出しているものです。その中には立派なことが書いてあるんです。やっぱり市民の方々がそういう協力をしている。そのときに効率化とかコスト削減についてきちっと行政側が原価計算をして、市民の方にも納得していただくためにマニュアルもちゃんとつくって、そういうことを市民の方に提供しなさいと。そうしないと、今後やっぱり市民の方に負担をかけていることもご納得いただけませんよというふうな中で出しているものです。

先日お聞きしたら、業者の方から以前は出ていたりしていたものが、今の業者になって出ていないと。だけど、市の方はつくっているとおっしゃいましたので、それはそうですね、入札するときはその金額が適正かどうかということをつくっているということだったので、ぜひそれを出してきてください。私はこれ、資料請求もしたんですけど出てこない。これは非常に具合が悪いんですよ。市民の方々が協力していて、コストはどうなっているのと。一番簡単なのは、トン当たり幾らで、重量当たり幾ら、これは環境省の一般廃棄物会計基準にも書いてあります。原価計算をした上で、わかりやすいのは廃棄物の種類ごとの重量当たりのコスト、これが出てきたらよくわかるんです。例えば、瓶がトン当たり幾らで、処理コストがかかる。缶が幾ら、大型ごみ、粗大ごみそれぞれ全部ぎ一つとありますから、それをちゃんと示してくださいと。と申しますのは、以前の業者は契約書にちゃんと書いてあるんですよ。そして、そのための見積もり明細書もついていると。これは一時市外の業者に、資源ごみの処理について、シルバーさんが集めて市外の業者が処理をしたときもあります。そのときの契約書にも、トン当たり幾らと、それぞれの種類ごとに書いてあるんですよ。ところが、今の契約書にないもんだから、私はこれでは市民の方に説明しようがない。

クリーンセンターができました。葛城市がつくった処理場です。私が常に疑問に思っているのは、ここの減価償却費は業者は要らない。過去の業者は全部自前やから、減価償却費、処理場も含めてあったのに、ここがどうなっているかきちっと議会として確かめないと。こ

それは説明つかないじゃないですか、市民の方に。コストが上がっていつていることを含めて。もちろん私は種類がふえた、収集回数がふえた、そういうことはよくわかっている。でも、それがコストの中でどうかいうことまで含めて、調べようがないんですよ。これはぜひ出していただきたいと。できるならば、予算委員会があります。来年度、これ、長期契約がこの3月で切れるわけだから、その積算見積もりを出しておられるはずなんですよ、その予算に当たって。だから、その資料をぜひ出していただきたいんですよ。出ないんだったら、なぜ出ないかですね。この前の答弁ではつくっているということをおっしゃったからね、だから、トン当たりの重量も含めてきちっとお出しを願いたいと。これはお願いなんです。これ、答弁いただきたいと思うんです、出るかどうかね。

**西井委員長** 当委員会からいつて予算と関連するんやけども、資料として出せるかどうかだけでも、答えだけでも、簡単に答えてください。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村です。

ただいま質問いただきまして、また一般質問でもいただいております透明性の確保は努めていかんとあかんということはもちろんこちら側も承知いたしておりますので、積算の根拠等示せるように努力をします。

**谷原委員** あると言わはったから、あるんだったら出してくださいと言うてる。

**前村市民生活部長** 積算の根拠を示させてもらいます。

**谷原委員** ぜひ、あるとおっしゃったんでね、ないとおかしいわけですから、これから要は契約するときの中で適正金額かどうか、とりあえずちゃんとした積算見積もりをした上でそういう契約をされているはず、業者からとってないわけやからね。それは出すというのは当たり前で、つくってあるはずだからお願いしたいんですが、重量当たりの資源ごみ別の分も当然それで出していただきたいと思います。これは過去の業者もいるし、市外の業者と、先ほど言いました環境省の一般廃棄物会計基準は、それを出す意味は類似団体、葛城市と共通の類似団体との比較もできます。過去との比較もできます。だから、そういう1つの簡単な指標としてそういうものを出すということが有効だということなので、それもあわせて出していただきたいと思います。これは私、1回、過去の一般質問でコストは聞いているんです。当時の理事が全体のコストは出されたんです。つまり資源ごみ全体のコスト、それから燃えるごみ全体のコスト、これは議事録にも載っているんですが、資源ごみの方は、種類ごとのコストを、重量当たりのコストをお願いします。

以上です。

**西井委員長** ほかに何かございませんでしょうか。

梨本委員。

**梨本委員** 私の方からは、これは前回もお伝えさせていただいたんですけども、先ほども見せていただいたリサイクルプラザでの発泡スチロールの減容のことなんです。もちろん、それを使われるという前提でやられているのはわかるんですけども、私、どうもこの減量化、コストとのリサイクルの効用との比較をしたときに、どうもあれをやっていくことが本当に葛城



市にとってプラスになるのかなというところはすごく疑問に思っているところなんです。

といいますのも、そもそもああいう発泡スチロールのリサイクルをしようというところというのは、大体行政で白色の発泡トレーをその他プラからまた分けて住民さんから集められていて、それを専門的にそういう減容すると。発泡トレーを専用に減容してというところがほとんどだと思うんですよ。今の葛城市の収集形態のように、その他プラで全部まとめて集めてきて発泡スチロールだけをそこから取り出すというのは、これ、物すごく手間なはずなんです。それやったら、住民さんに分けてもらっているやつを、直接リサイクルプラザに運んでやるんだったら私はまだ効率はいいと思うんですよ。にもかかわらず、全部まとめて集めて、それをまたリサイクルセンターで細かく分けて発泡トレーだけを、発泡スチロールだけをより分けるというふうになってくると、これまた二重の手間がかかるし、そもそもその他プラに関しては、ある程度ごみなんかの選別はしないとイケないと思うんですけれども、まあ言ったら、集めてきたやつをそのまま減容機にかけて出荷するという流れになるはずなので、そこに1工程を入れてまでこれをやるとなると、かなり僕はコスト的に採算上問題があるんじゃないかなと。

それやったら、もう少し、もう一つ住民さんをお願いして、発泡トレーの日をつくってやられる方がいいのかなと思うんですけれども、私の提案としてはあれを使わずに、そのまま指定法人に全部行った方が、コスト的にも職員さんの手間も減らせると、このように思っています。そのあたり、これからリサイクルプラザが運用されていく中で、循環化の中の計画の中にこれが入っていてどうしてもやらなければいけないということであるならば、それは仕方がないと思うんですけれども、その辺少し今考えていらっしゃることを、言える範囲でお聞きできたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

**西井委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** ただいまの質問でございますが、地域循環計画の中にも、おっしゃっていただいたように発泡スチロールの減容化というのが入っております。これはどうしてもやらないとイケないことございまして、とりあえずリサイクルプラザが運用初年度ということもございまして、クリーンセンターとも事前に打ち合わせ、協議させてもらった中で、一旦、クリーンセンターが回収した中から発泡スチロールだけを選別してやるというのが、その時点での最善の方法ではないのかなということになりましたので、初年度はその方向でいかせていただけたらなと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 私の方も急に言ってますんで、計画がとめられないということは重々わかっています。今度、廃棄物処理計画も見直す機会もあると思いますし、その中で特に僕が心配しているのは、廃プラスチックのこれからの売却というのが今後継続してそういったものができていくのかということも私は非常に不安を持っているんです。前回も言いましたように、中国が廃プラスチックの全面受入れをやめているという中で、これが一生懸命コストをかけてつくったものが最終的に商品として売れない、もしくは、埋め立てにもう一回回さないといけないな

んていう事態になってしまうと、これはとても問題があると思いますので、それならば国の制度にのっとった、容器包装リサイクル法にのっとった委託の仕方を選択されていた方が僕は安全かなという思いもあります。ということも含めて、一度次の計画を見直される時、今すぐにはやはり難しいかもしれませんが、そういったことも見直しながら住民さんの分別の手間と、それからクリーンセンターでのかかるコストなんかをもう少し検証していただけたらなということをお願いしておきます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、この件についてはこの程度にとどめたいと思っております。

次に、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者より報告があるということで、説明など報告をお願いいたします。

森井教育部長。

**森井教育部長** 教育委員会の森井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回、調査案件に学校給食に関する諸事項について2点ほどご報告がございます。

まず1つ目は、学校給食センターの調理配送業務委託事業の業者選定についてでございます。昨年9月補正予算におきまして債務負担行為をご承認いただきまして、業者選定を半年前倒しですること複数業者が参入しやすくなる、競争の原理が働きやすくなること、及びよりよい提案をしていただける機会を設けること、それと、そういったことを含めまして業者選定を前倒しで行ってまいりました。また、仕様につきましても、学校給食運営委員会でご検討いただいております。しかしながら、結果としまして、募集期間中に応募いただいた業者は1者でございました。それを受けまして、本年2月28日に葛城市学校給食センター調理配送業務委託公募プロポーザルの2次審査として業者からのプレゼンテーションをいただき、採点を行った上で基準点以上の点数であったことから業者を決定いたしております。決定いたしました業者は、従前と同じ、株式会社東洋食品でございました。

次に、給食センターの損害賠償請求についての直近の動向でございますが、3月4日に代理人弁護士による口頭弁論を行っております。令和元年、昨年11月20日付の被告準備書面に対する原告の反論でございました。この件につきましては以前にも言っておりますが、双方代理人を立てておりますので、詳しい途中経過につきましては回答は差し控えさせていただきます。

それから、前回の委員会におきまして、異物の混入発生状況の一覧表を提出することとなっておりますので、皆様のお手元に平成28年からの異物混入発生一覧表を配付させていただきました。

以上でございます。

**西井委員長** ただいま報告願いましたこのことについて、何かご質問などがございませんでしょうか。

今、説明あった、まず1つずつでいったら、そのまま給食業務は東洋食品になったという

ことの説明と。

はい。油谷学校給食センター所長。

**油谷学校給食センター所長** 学校給食センターの油谷でございます。

ただいま部長から説明がありましたところなんですけども、1点日程について訂正がございます。先ほど、調理配送業務の業者選定を行いましたプロポーザルでの審査を行った日なんですけども、2月28日ではなくて2月18日の誤りでございます。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

**西井委員長** 1つずつ分けてもよろしいか。プロポーザルの中で東洋食品になったということについては、質問がなかったらそれはなしで。裁判のことについての説明もあったんやけど。

**西川委員** 裁判、どない言うたん。

**西井委員長** 今、説明あったけど、その内容について聞きたい点がございましたら。

**西川委員** まだ係争中やということ。

**西井委員長** 言えること、言えないことがあるということやな。

**西川委員** 和解に向かってという話はないのやな。

**西井委員長** 森井部長。

**森井教育部長** そうです。

**西川委員** 係争中や言うんやな。

**森井教育部長** そういうことです。

**西井委員長** そのことについても係争中ということで、皆さん、その辺でよろしいでしょうか。

それと、前回やったかな、異物混入発生状況についての資料は整理して、皆さん方のお手元にあると思いますけど、それについて何かお伺いしたいことがあれば。

吉村始委員。

**吉村始委員** 今資料を配付していただきましたんで、ありがとうございます。異物混入につきましては、どうしても作業をやっていると全くゼロにするのは難しいとは思いますが、その中でやっぱり1回異物混入があったときに、その原因を特定して改善をすると、対応するということが大事だというふうに私も認識しておりますが、やっぱり平成28年度、平成29年度の件数に比べて、かなり件数としては減っているというふうに明らかに見てとれるなというのを感じました。

それから、あと、それは対応策がきちっとやっぱりできているというふうに教育委員会としてもお考えかどうか。まず、それを伺います。

**西井委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いいたします。

先ほどの吉村委員さんからのご質問ですが、こちらの方、本日お示しいたしましたこの資料なんですけども、平成28年度から令和元年度の発生状況についてお示ししております。ページ数で申しますと、令和元年度については1ページから2ページ、平成30年度につきましては3ページ、4ページ、平成29年度につきましては5ページから8ページ、それとあと、平成28年度につきましては9ページから12ページにまとめております。

こちらの方につきましては、学校給食におきまして異物等が発見されました場合、学校の方で状況を把握していただいた上で、学校給食センターにすぐに報告していただいております。その後、学校の方に出向きまして、異物についての確認とその状況について簡単に聞き取りさせていただいて、持ち帰ります。後日、学校からの報告書をお出しいただくというふうな流れになっております。それとあと、異物混入の発生元の特定制といたしまして、その系統、主食であるのか、副食であるのか。それぞれの業者に確認をいただきまして、調査の結果を報告書の方を上げていただくというふうな手順にしております。業者さんからの報告につきましては、その異物は何であったのか、それとあと、どういった検査や調査をしたのかというふうなところと、それについての対応策について示していただいております。

対応策につきましては、これを全て守ってもやっぱり異物の発生がゼロになるというのは難しいんですけども、こういったことを徹底することによって異物の混入を減少させることができていると、こちらの方では考えております。

以上です。ありがとうございます。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 今ご答弁をいただきまして、私もざっと今配っていただいたのを拝見をしておったんですが、平成28年度につきましては、混入原因が明らかでなくて空欄になっているところが何か所か見当たるという中で、直近の令和元年度とか、それから平成30年度につきましては、きちっと混入原因が全て明らかになっている上に、結構、本当におこげとかそういうふうなものも細かく上げられているということで、この対応ができてきている、改善を明らかにされているなというふうに感じました。今後ともどうぞよろしく願います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

**西川委員** こないしてきっちり報告したあるねんけども、今おっしゃったように、こんな異物混入なんていうのは絶滅するなんていうのは当初から無理な話やから、そやから、それはそうやねんけども、これが少なくなるとは僕は思いませんし、前みたいに、えらい葛城市寄って、小学校のあれがそれほどのパニックになるようなことまでして業者を変えた。そんな意味があったんかと僕は思っていますよ、こんなもん。えろう変わらん、一緒やもの。僕はそう思っています。

それと、今これ、コロナのあれで、給食屋さんどこでも一緒やけども、難儀したはると思います、これ。いろいろとこんなん。それが、葛城市として今入ってはる給食屋さんにはる何かの手当を、これは別にどこの業者がどうのこうのと言うんじゃなし、そういうふうな話が、学校給食の県全体も含めて何らかの話が出ているんですか。国が政策としてとったらそれでええというふうな、国の政策に任しとかなあかんと、こうなっているんか、やっぱり商売やから商売したはるし、その給食でやったはるのに半月、一月近くか、なくなるわけやもんな。それら辺は国の政策だけでやると。市の方は別に入ってはる業者さんにはる何かの手当ををするとか、そんなことがあるんですかな。そこらは何の話も出ていませんのかな。業者からも何も出ていませんのかな。

**西井委員長** 森井部長。

**森井教育部長** 教育部長の森井でございます。

ただいまの新型コロナの関係で学校給食、3月3日からとめさせていただいた件、それに伴って業者さんへの補償というご質問だと思います。損失補てんというか、そういったことだと思います。今現在、私どもの方にもそういった内容、特にニュースの中でも給食費の補てんのニュースが流れたりしているところがございます。私どもの方の手元には今、委員のご質問のようなじっくりくるような内容の文書までは来ておりませんが、今後も注視しながら、私どももどういったことができるのかということを検討してまいりたいと考えております。

委員長、ここで言わせていただきます。それと、材料の分では、実は3月3日まで私ども、1日延びた分少し時間をいただけたので、キャンセルの方はすぐに給食センターの方から流させていただけました。その結果、1品目だけどうしてもキャンセルが通らなかったものがございます。これにつきましては、今現在、内容は里芋でございまして、キロ数にして176キロ、産地は愛媛県産、国内産の里芋で、しかも芋のままではなくてきれいに皮をむいてカットまでしてある状態のものでございます。2キロごとに真空パックしてありまして、それで、もうそこまでしてあるものですので、私どもで買い取らなければいけませんでした。その件については買い取っております。処分の方法になってきますが、これにつきましては、もう給食センターの仕入れ値そのまま職員たちで買い取ってくれということ声をかけさせていただいておる次第でございます。

それと、そのうち公立の保育園の給食の方にもその品物を渡して、使っていただけるようお願いしていること、それと、社会福祉協議会さんの方でもそれを使っていただけるようお願いしているところがございます。そういった形で進めているところがございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** 今度、いつこれ再開するのかわかりませんが、まだ見通しも立っていないわけですね、これ、春休み中というたら9日になるのか、4月いつになるのか知らん、それがまた給食をいつから始めるのかもまだ全然見通しも立っていないわけですね。そういうふうなときに心配するのは、大きなところはそれでええんやろけれども、ひょっとしてそうすぐに再開が不可能やと、こういうふうな話が出てけえへんのかな。その情報だけはしっかり入れといてもらわんと、葛城市だけの問題やないと思いますんで、そこらは県の方の給食センター、給食があるわけやさかいに、そこらをまたどういふふうな手当てになってどうなんねんというのだけは、また議会の方にもやっぱり報告できるときはしっかり報告していただきたいなと、こういうふうな思っております。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

先ほどの西川委員のお問い合わせも含めまして、全体の予算というか、財政措置にかかわる質問ということで、まず私の方からご答弁をさせていただきたいと存じます。

市の方の給食の発注につきましては、先ほど部長からも触れましたように、まずは材料の

仕入れ部分についてはできるものはとめた。どうしても仕入れがとめられなかったものについては、何らかの形で対処法を考えたということで、市の学校給食特別会計につきましては、発注というか、支出の側についてはできるだけ発注をとめました。で、収入の方につきましては、給食費が1日だけ支給はしておりますが、そこはもう3月分の徴収はとめたということでございまして、これにつきましては学校給食特別会計の収支の中で、また多少決算に向けていろんな調整なり、場合によったら議会へのご相談が出てまいるかもしれませんが、それにつきましてはできるだけ努力をしながらやっていきたいと存じます。

それから、委員のご懸念はむしろ、発注を受ける側の中小の給食に関連をしている業者の方についてのご心配であろうかと存じます。中小企業向けにつきましては、これは経済産業省というか、中小企業庁関連の業務にはなりますが、この新型コロナに関連をする緊急融資の制度自体は既に進められているところではあります。何せ政府としても緊急要請でありまして、なかなか各省庁の制度が後追いで毎日少しずつ発表されるようなことも続いておりますので、ここは委員からのご指摘どおり、十分そういった形の情報の収集はしながら、財政的な対応を図ってまいりたいと思っておりますし、市を経由して民間の業者にできる形のいろんなご紹介については、それはそれぞれ担当部局でやっていく必要があると考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

今、副市長が答弁いただいたことと多少重なるんですが、給食費等に関する対策につきましても、文科省の方から3月10日付で出てきております。本当に毎日毎日ほど文科省の方からも通達も来ておりますので、そういう通達を十分精査いたしまして、ご心配いただいている4月からの給食再開、極端な話、今で損したから次はもうできないねんって、そういう状態になってもらったら困りますので、その辺のところは十分注意をして、次年度の給食再開に向けて取り組んでいきたいと思っておりますし、またそういうふうな報告、やったことがありましたら、この機会を通じてまたご報告させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 副委員長。

**奥本副委員長** ちょっと関連で。これはもうご答弁結構で、お願いで言っときます。今の業者さんのことなんですけども、業者の方の対応はいろんな形で、これから国の施策にのっとって対応されていくと思うんですけども、そこで働いていらっしゃる方なんですけども、今の現状のプロポーザルでやっている業者さんはほとんどがパートさんなんですよね、働いている従業員さんが。私も友達何人か、実際にここでパートさんで雇ってもらっている方がいてるんですけども、先が見えないと、休業期間中の補償はもしかしてあるかもわかりませんが、先の見通しが立たないとみんなしんどいと言っているんです。特にこの時期、3月というのは、パートさんが新年度からどうするかという動向を決められるときなんですよね。その段階で非常に先が見通せないということは、このままやめてしまわれる方が出る可能性があるんです。その辺の状況を業者さんと連絡を密にしておいて、再開したはいいいけども働いてもら

える人はいないという状況にもなりかねませんので、そのあたりは注意しておいてもらいたいなと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに何かございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** きょう、1と2の方、先に報告をいただいて、西川委員の方から新型コロナウイルスの関係で入っているんで、その関係の流れでそちらの方の質問をさせていただこうかなと思うんです。

先ほどから出ていることとちょっとかぶりますけれども、給食の契約は一応3月までやっておられますよね。業者と契約を3月中まではやっておられて、今も当然配送もされてつくってもおられて、幼稚園でも給食、それから先生にも配送されているから、3月末まではやっておられると。だから、これは契約で多分年間通じて委託費を出しているわけですから、その分は業者さんは入ると。だけど、給食費は入らなくなるので、これについては葛城市が何らかの形で補てんをするなりするということが発生するかなとは思いますが、こういう事態ですので本当は国が何らかの形で対応していただく、国の要請ということもありましたし、していただけたらありがたいとは思いますが、これは国の考えることですからどうなるかわかりませんが、問題は新学期なんですよ。新学期の契約で、先ほどから奥本委員もおっしゃっているように、契約を継続して休業中についても含めて、年間を通じて契約すれば業者の方はありがたいというか、だから4月1日から多分途中までのあれですか、4月30日まで1カ月ですかね、切りかえのときの契約なされるかどうか、私はわからないんですけども、7月までですか。7月から1年間ですか。

(「複数年契約です」の声あり)

**谷原委員** なるほど。だから、複数年契約だったらそれでずっと継続していくということであれば、もうそれで。とにかく、それで業者が守られるということで、先ほどからあるようにパートの方もできるだけ待機ということで休業補償をしていただくなり、そういう契約しているので、先ほどのような形で奥本委員がおっしゃったことも指導していただきたいなというふうに思います。

もう一つは、やっぱり給食を、これはほんまに保護者の方からしたら、これは大変負担が大きいと。毎日お昼を準備するということが大変負担になっていること、これはいろんな声を聞いているんですが、事態が事態でやむを得ないので、これについての見通しはどっかで、19日でしたかね、一度3月19日か何かで判断されるそうですけれども、新学期の体制も含めて、できるだけ早い段階で何らかの形でアナウンスをしていただきたいんです。検討中やったら検討中でもええし、いつごろという見通しも含めて、何らかの形でアナウンスしていただけたらと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

**西井委員長** 教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

今、谷原委員からご指摘のことは、本当に保護者の方も重々心配されているのもよくわか

りますし、当事者であります学校の教員等も、本当に先が見えないということで心配しております。それで、昨日も校長会等を開いて先行きの相談をしているんですが、きのういった結論でいいますと、今先行きは不透明で、全くこちらからああしろこうしろという指示はできない。でも、計画をしているとおり、新学期から始められるような計画を進めろという形にしておりますので、またさまざまな状況を考えまして、市としての方向も決めて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 言いつ放しになりますけども、特に新入生ですね、在校生はいいんですけども新入生の保護者の方は、やっぱりそこら辺のことは大変初めてのことでありますし、ぜひアナウンスの方を早めにアナウンスができるようによろしくお願いします。

**西井委員長** ほかに何かございますか。

内野委員。

**内野委員** 子どもたちにおいしい楽しい給食ということでやっていただいていると思うんですけども、どんな感じのことをされたんか、やっていただいたことを、もし話せることがあれば、お聞きさせていただきたいんですけども。

**西井委員長** 油谷所長。

**油谷学校給食センター所長** 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

先ほどの委員さんからのご質問ですが、おいしい楽しい給食ということで今現在、著名な料理人の方にアドバイスをいただいて給食の改善の方をやっていくというふうなところで進めてまいっております。その方につきまして、給食の方を試食いただいた上で、こちらの方に評価の方をしていただいております。葛城市の学校給食を食べた感想としましては、口に含んだ感じといたしましては、化学調味料とかの味は食べたらずぐわかるので、そういったものが全然なくて、塩分濃度とかも気をつけて非常に頑張ってもらっているというふうなところは評価いただいております。

それと、あと、先日の学校給食運営委員会におきましても、そちらの方に来ていただきまして、一緒に試食の方をして、その後、意見交換していただきました。その後、3月間近で1年間の献立の方も全てそろっておりましたので、そちらの方の献立をお示しして改善点とかを尋ねるというふうなところで、また2月の学校給食運営委員会でお越しいただいたんですけども、そちらの方はいつも来ていただいている方のお弟子さんでございまして、持ち帰りまして師匠と話をしてお話しして献立について検討しますというふうなところをご回答いただいております。また、次回来ていただいたときにも、給食の改善点なりをお伺いして、その辺を進めさせていただこうかと思っております。よろしくお願いします。

あと、学校給食の改善点であるとか、オリジナルメニューであるとか、その辺を考えていただくというふうなお話もしていただいております。よろしくお願いします。

**内野委員** ありがとうございます。子どもたちは食べたということで、もちろんそのおいしい楽しい給食の献立を子どもたちも食べていただいているんですか。



油谷学校給食センター所長 申しわけありません。そちらの方の提供に向けて今検討しております。

ありがとうございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 わかりました。じゃあ、提供に向けて今いろいろと試作していただいているということで、わかりました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 新型コロナ関係のことはもういいですか。私、別のことをやりますけど。給食だけ、ほかのことのテーマになるので、私。

西井委員長 はい。梨本委員。

梨本委員 学校給食ですね、今現在、小学校・中学校が待機と申しますか、お休みになっている中で、幼稚園だけが今やってらっしゃると思うんです。幼稚園の子どもたちには学校給食が提供されているということも聞いております。あと、学童の方なんですけれども、学童保育、春季の休業のときのように今も開設してやっていただいていると思うんですけれども、そこのお母さん方と申しますか、父兄の方ですね、今まで通常であれば給食があるから不便がかからなかったというところもあるんですけれども、そういったところ、父兄の方の声などはどのようなものが上がっているのか。もし上がっているのであれば、お聞かせいただけますでしょうか。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、委員ご指摘の学童の給食も、子育て福祉課の方も当然開設するときから心配してくれていることですし、保護者等のご要望というか、不満の方も重々これは最初からわかっておりますが、現在、うちのようにセンター方式で給食を実施しておりますところは、事前に何食というものがわかってやれるものでございますので、今のほぼ学童もだいぶ人数的には落ちついてきているようではございますけれども、日によって違ふと。そういうようなところには、申しわけございませんが、現在の体制では対応できない。

それから、谷原委員のご指摘の前にいろいろ、つくば市とかの方法、やっているところとかも調べさせていただいたんですが、あれは事前に申し込みをとってやるとか、弁当方式の給食経営かなと思うんですが、そういうところでは対応できたという話も聞きますが、申しわけございませんが、現在の葛城市の給食方法では対応できないというご返事になると思います。

以上でございます。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 今の教育長の説明でおおむね承知いたしました。ただ、私いろんな最近の報道関係なんかを見ていると、大手のコンビニのチェーンがおにぎりを学童保育に対して無償で提供するとか、お弁当のそういった業者さんが慈善活動の一環ということで、そういったことを全国的にそういった運動が広がっているということも聞いています。そういったところ

を葛城市としては申し込まれているのか、そういった何か提供を受けられたことがあるのかということですね。

**西井委員長** 梨本委員、その話は給食から離れるよって。当委員会の重要な関係事項やけど。

**梨本委員** わかりました。結構です。

**西井委員長** ほかにございませんでしょうか。谷原委員。

**谷原委員** もう1点だけ、給食センターの入り口の山麓線に接続する道路のところ、その角を出入りにくいということで、用地を買収されました。それは去年か、おととしか用地買収されて、私はそのことについて質疑もしました。その用地の面積に対して非常に金額が高いということで、お聞きしたら、分筆等、測量、それから上の方まで含めて関連のところを測量したから高くついたということだったんですが、内訳もわからないまま事業がまだやっておられませんから、そういうことで返答だったんですが。少なくとも角を非常に出入りにくいということで買われたんだったら、これ、いつ事業をやられるのかと。あその道路も、給食センターの道路も坂道のところ、非常にでこぼこして、毎日食材を運んで、トラックの方も揺れるだろうと思うぐらい非常に路面も悪い状態で、入り口も、土地は買ったけど動いていないと。この見通し、きょうは来られてないのかもわかりませんが、せっかくそこまで予算を組んで買いつけて、それでそういう目的で買ったのに、全くそういうことに対する事業が出てこないの、これ、見通しがどうなのかということをお聞きしたいんです。というのは、車がいっぱい置いてあって、この前を通りよるのに、市が所有地なんだろうけど車も置いてあるから、私、物すごい気になって、そこら辺をやっぱり早く整備をしていただいて便利よく使えるように、せっかく買い取っているわけですから、そこら辺の見通しをお聞きしたい。

**西井委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まずは行政のやっていることについて、いろいろご質問いただくのは当然結構なわけですが、時々、事実関係を全て申されずにはしょって申されますと、いかにも不都合なことを行政がやったまま放置しているんじゃないかといったことになってはこちらの方も遺憾でございますので、発言にはご注意くださいと存じます。

この件につきましては、最初は土地開発公社で先行買収をいたしましたので、そういった形で関連のご質問は既にごございましたので、谷原委員からもご質問いただいたと思いますので、そのときに内訳として、これは公社の様式としては面積と事業費しか出てきませんので、そこから単純に割り戻しますと非常に土地の単価が高いように見えてしまいましたが、その費用の中には、支障物件の移転、あるいは借家人がおられましたので、その借家人補償の補償費、それから土地の測量費でありますとか、いろんな諸経費も含めて表示をしておりましたので、そういうことでございますということその当時ご説明を申し上げたと思います。決して行政の中で積算の根拠が伴わないような不適正な契約をしたわけではございませんので、その辺についてはご認識をいただきたいと思えます。

その上で、今実はそこから、方角で言いますと西の、いわゆるその道の上の方に向かって農地でありますとか、あるいはその一部その事業用地でありますとか、あるいは太陽光パネ

ルを設置されておられるところとかいろいろございますが、それにつきましては、これは建設課の事業として建設課が地元と用地買収並びに補償の交渉等に入っております、順次契約をしているところがございますので、それに引き続いて工事が順番に進んでいくものと思っておりますが、今、私、記憶の中では具体的な工程までは承知しておりませんので、そのあたりにつきましてはまた都市整備部の方にお問い合わせいただければと思いますが、そういった形で進んでおりますので、できるだけ早期に事業化をしたからには工事に入っていきべきということについては、理事者側もそういったつもりで鋭意取り組んでおりますので、もう少しお待ちをいただきたいと思えます。

現時点、概況は以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** この土地については、私は私なりの考えもあって申し上げております。決して行政の不透明さということを使うならば、金額が全く出てこなかったのどれぐらいのものかはわからないということだけは申し上げておきますが、手続上はちゃんとやられているかもわかりませんが、この土地に当たってはいろいろな疑惑もあって取り上げた問題でありますし、そういう市民の方々の土地を見る目もありますから、それは私は私の政治家として取り上げさせていただいておりますので、そこは副市長、誤解がないようにさせていただきたいです。あのときの議論で副市長も答弁されていますし、私、今ちょっと舌足らずに言ったとしても再度そのことを議論しようと思って言っているわけじゃなくて、枕の中でそれをちょっと触れさせていただいたわけですから、その議論はさきのときの質疑で終わっていると思っておりますので、あまり過敏になっていただくと、私は私でまた言いたいことが出てきますので、そこはおいといていただけたらと思えます。決して行政手続が不透明であるということをおは言うのやありませんが。

(「何の議論や、これ」の声あり)

**谷原委員** 副市長はそういうふうにご答弁されたので、それは申し上げておきます。きょうの最初のこともそうですけれども、そこら辺は議員の意図と、そこまでと思っていないところで非常に副市長の方からお話になるので、そこまでのことで私は申しているわけじゃないので、そこだけは申し上げておきます。

**西井委員長** ほかにございませんでしょうか。この辺でないようということにしてもらって、本件につきましては、本日この程度にとどめたいと思えます。よろしく願いいたします。

暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後3時02分

再 開 午後3時15分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を行います。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者より報告をお願いいたします。

森井教育部長。

**森井教育部長** 教育部長の森井でございます。

調査案件3、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてご説明させていただきたいと思  
います。

まず、お手元に配付資料、A3、7枚を配付させていただいております。7枚の内訳です  
が、1ページ目が磐城小学校の周辺の一帯の全体計画図です。2枚目が工程計画表、そして  
3枚目がステップ図、そして4枚目が仮設計画図、5枚目が平面図、6枚目が立面図、そし  
て7枚目に完成予想図をご用意させていただきました。

本日、その中でも2ページ目と3ページ目、工程計画表に沿ってどこまで進んでいるかと  
ステップ図でも示させていただきたいと思ます。

まず2ページ目をごらんください。

磐城小学校附属幼稚園改築事業の工程計画表でございます。令和元年の6月に契約議決を  
いただき、令和元年度の1期工事では、保育室及び職員室の建築工事を行ってまいりました。  
現在、表中の黄色矢印の②をごらんください。1期工事の外構工事は終了し、3月16日に仮  
使用検査を行う予定でございます、工事は計画どおり進捗しております、仮使用検査後  
に引っ越しを行う予定をしております。

次に、1ページめくっていただきまして、ステップ図をごらんください。

ステップ図では、令和元年度の1期工事を黒色の①と②で示しております、これは終わ  
っておる部分でございます。そして、これからの令和2年度からの2期工事を赤色の③から  
⑥で示しております、本年度の4月からのステップ図になっております。磐城小学校附属  
幼稚園一帯整備につきましては、順調に進捗しているところでございます。ご報告いたしま  
す。

以上です。

**西井委員長** ただいま説明願いました点について、何か質問等がございましたら。誰かございますか。

西川委員。

**西川委員** 質問というよりも、僕はもうしゃあないなどは、今になってしか出てきやんのは、これは  
今にしか出てきていひんやろうと思うのが、1ページ目のこの全体計画ですよ。これを副  
市長は答えてくれたはったんやけども、はよこの図面を出してくれやと言うてたんやけども、  
無理やろうなどは思いながらのあれ質問やってんけども、今になって初めてこれ、今の時期  
やさかい出してこれるわけや、これ全体計画として。そういうことやねや。運動場を狭うし  
たるのも、ほいで、学童保育のことも、こんなん全体をちゃんと先に、この計画図をちゃん  
と先に示してくれというのをずっと言うてたわけや、ずっと。そやけども、これが何でこ  
ういうことを示されへんだんか言うたら、やっぱりその都度その都度の計画があるさかいや  
ろうと思うんやけども、というんはおかしな話をまた嫌々と言うて父兄ともめるような、  
運動場が狭うなるとか、何がどうなるとか、そんな話は初めに出るわけや、一番最初に、こ  
の計画図があれば。何でやねんというのはわかりながらやけども、全体のそれを文書でもえ  
えから、それでええでと言うてたんやけれども、ここで示されたんやさかいに、今になって  
こんなん出てきたらというのは、僕はもうちょっと早う欲しかったと、こういうふうと思っ  
ています。このことについてはね。

ほいで、運動場が狭うなっていくことはうちは関係おまへんねんと、スポーツ少年団みたいなああいうとこやさかいに、そこはそこで良心で、自分のところの好意でつこてもうてんねやから、それはそれで段取りしてもらわなあかんねんと、こういうふうなことやってんけども、今はその話は僕、よう聞いてないのやけど、そういうふうな話が出てきてた、父兄からの話はもう落ちついているんですかね、その話については。狭うなってどうのこの言うたはったやつについては。

**西井委員長** 教育部長。

**森井教育部長** 教育部長の森井でございます。

まず、スポーツ少年団、現在はコロナウイルス対策のために活動を休止していただいておりますが、以前、このグラウンドの方を使うに当たりまして、工事が始まったということで練習する場所がなくなるよというお話がありましたので、私どもの体育振興課と指導者の方々、サッカー部と野球部の方に集まっていただいて話し合いをしていただいた経緯がございます。

それと、そのときにグラウンドの方についても、あきがある場合にはお声がけさせていただくということで話をさせていただいて、今まで運用してきております。

以上でございます。

**西川委員** 落ちついているということやね、もう。

**西井委員長** 森井部長。

**森井教育部長** 今はスポーツ少年団の活動を自粛していただいて、ほんで、それまでにつきましては、そういった方法で体育振興課の方で空き状況がある場合に声がけさせていただくという形でご納得いただいております。

**西川委員** 話し合いできた。

**森井教育部長** はい。ただ、当然工事中でございますので、壁とかがございまして結構狭くなっている状態ということもありますので。

**西井委員長** ほかに何か質問事項とかが。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ほんなら、ないようですので、この資料をきょう見せてもうてすぐさまということもないから、また本日はこの程度で終わらせてもらいたいと思っておりますが、またきょうのこの資料を見た中で、次の機会によろしくお願いします。

ということで、本件につきましては、本日はこの程度でとどめたいと思っております。

次に、水道事業に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者に報告をお願いいたします。

西口上下水道部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いたします。

県域水道一体化の現状と、それに大きくかかわってきます葛城市の水道の財政シミュレーションについて、説明、ご報告させていただきます。

A4、1枚物の参考という資料をお願いいたします。

昨年8月に開催されました第3回県域水道一体化の検討会と第4回の検討会の要旨がまと

められております。第3回の検討会におきまして、当初、新県域水道ビジョンで令和8年度に経営統合を行い、その後10年をめどに事業統合を行うこととされておりましたが、新たな提案として企業団設立当初から事業統合することを前提に検討を進めていくことにしたいと提案がなされました。その後、12月26日に開催されました第4回検討会においても、現時点では事業統合と確定したわけではないとしながら、事業統合の方が効率化が進むとしています。県の事務局としましては非常に曖昧な状況であるため、次回、この3月末あたりで開催予定の第5回の検討会に向け、市町村の意見を集約したいとのことで、各事業体の首長に説明してほしいとのことでした。こういった状況の中、奈良県がこの2月に市町村長サミットで一体化の説明を行っております。その資料をもちまして、これまでの経緯と経営統合と事業統合の違い、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

A 4 カラー刷りの資料で説明させていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。

まず、経緯につきましては、令和元年12月に第4回県域水道一体化検討会が開かれ、第5回の検討会が3月末に予定されておりますが、この間について各ワーキンググループでいろいろな検討が行われております。今ここで報告できるようなものはございませんが、しかし、3月末の検討会で新しい報告がなされるものと考えております。その新県域水道ビジョンの概要につきましては、当初の考え方で経営統合から事業統合に進むというものでございました。

次に、2ページにつきましては、12月の委員会で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、経営統合と事業統合の違いを表であらわしております。主に、黄色のマーカーの部分の説明となりますが、左から2項目めの経営統合、29事業認可、事業認可毎料金という項目の方を見ていただけますか。2の認可では、企業団で29の認可をとることになり、その下の4の水の融通につきましては、各事業認可毎ということで現状どおり市町村間での水の融通はできません。6の水道料金につきましては、同左ということで現状どおりです。9の更新投資事業計画につきましては、企業団全体の事業計画と整合性を図りながら、各市町村毎、事業認可毎となります。

次に、一番右の項目、事業統合、料金統一、最終目標の説明ですが、2の認可は当然1つの認可となります。4の水の融通につきましては、28市町村全体で可能となります。6の水道料金につきましては、最終的には統一となります。9の更新投資事業計画につきましては、企業団全体の計画に基づくものになります。

一番下のそれぞれの評価につきましては、経営統合の場合は広域化の補助金を受けるメリットはあるが、統合のスケールメリットが生かしきれないとあり、事業統合の方では、スケールメリットを生かした施設・システムの統廃合、効率的な水運用ができる、効果的な人員配置、的確な投資が可能である、危機管理体制の強化等のメリットを挙げております。

次に、4ページをお願いいたします。

事業統合を進めることに対する各市町村の意見として、主に5点が挙がっております。

1点目が、経営統合では浄水場の集約の議論が進まなかったが、事業統合では全体の最適化を優先して浄水場の集約の議論が進む。

2点目として、一体化を見据えて浄水場の更新を控えているが限界である。国の交付金が最大限活用できるよう、統合時期を早めてほしい。

3点目が、各事業体間で資産や経営状況の違いがあることから、必要最小限の公平性は担保する必要がある。

4点目としまして、各事業体で更新が進んでいないのは、料金の値上げや人員体制が要因である。料金水準や人員体制を考慮した基盤強化の方策を考える必要がある。

5点目としまして、各市町村議会の関心も高いことから、早期に一体化の効果を説明したいとあり、下の課題の整理と今後の検討方針としては3点挙げておりまして、1点目として、浄水場の集約、一体化の長期的な効果算定として財政シミュレーションを行う。2点目として、必要な更新投資を踏まえた中期的な収支見込みの検証。3点目が、事業統合に向けた条件設定として、一体化により各事業体の資産は負債も含めて企業団に持ち寄ることになるが、資産の保有状況に差異があることから、公平性の観点から必要な条件設定をすることとなっております。

次に、5ページ目をお願いいたします。

令和2年の覚書に向けたスケジュールについてですが、令和元年度に施設整備計画につきましては浄水場の集約案を作成し、施設整備計画案を作成する。国の交付金、対象事業、事業スケジュールの整理をします。効果算定としましては、シミュレーションのたたき台を作成します。基本方針として、合意に必要な課題の洗い出し、市町村格差の是正、論点整理、覚書に必要な項目の洗い出し、スケジュールの整理とあります。

次に、令和2年度の作業としましては、令和元年度の作業を継続してそれらを確定するということになっております。その後、首長議会に説明を行って、覚書締結から協議会設立という形に持っていかうというスケジュールになっております。

最後6ページにつきましては、参考資料として更新投資に関する全国との比較分析をつけております。奈良県の水道事業の置かれている位置を棒グラフにしてあらわしており、更新投資の状況が芳しくないということをあらわしております。

以上、一体化の現状報告とさせていただきます。

続きまして、昨年度作成しました葛城市水道ビジョン経営戦略の基礎資料として作成しました財政シミュレーションについてご説明申し上げます。恐らく近々提示されます県域一体化のシミュレーションと比較検討し、葛城市の水道事業の方向性を考える参考資料となるものと考えております。

A4の資料、1枚目4の1をお願いいたします。

このシミュレーションは3パターンで作成しておりまして、1つ目が現行料金で推移するもの、2つ目が料金改定1で、収支が不足するタイミングで値上げするもの、3つ目が料金改定2、平成35年から10年ごとに今の料金を基準に10%ずつ値上げするもので、前提条件と

しましては、資金残高は10億円程度確保するものとし、不足する場合には起債を行う。起債の借入れは、建設改良費に対して全額あるいは半額など、その時々状況に応じて設定する等としております。

まず、支出の大きな部分を占めます更新事業についてご説明申し上げます。シミュレーションの結果の概要として、一番最後のページ、4の21をお願いいたします。この表は、初めの5年は最近の実績から推定、次の5年、その後の10年、10年はシミュレーションの結果を平均したもので、緑の部分が給水管の更新事業、赤が配水管の更新事業、青が浄水場の更新事業となっており、更新費用が平成51年を境に急激にふえております。これは下水道管の布設工事が本格化し、それに伴って水道管の移設補償等を利用した布設がえを大規模に行った結果が主な要因でございます。その根拠としましては、3枚戻っていただいて、4の13、布設延長の推定という表をごらんください。一番左の項目、構築物管路というのが当時の配水管布設工事になるのですが、昭和63年ごろから桁が上がっております。シミュレーションでは、配水管の耐用年数を50年と想定しておりますので、さきの表のように10年平均では平成51年から更新事業が増大する結果となっております。それをグラフ化したものが、2枚めくっていただいて、4の16でございます。実際は年度によってばらつきがございますが、5年ごと、あるいは10年ごとにならすと、4の21のようなグラフになるということでございます。

同様に、給水管、浄水場施設についてもシミュレーションしておりますが、説明及び資料は省かせていただいております。

それでは、各シミュレーションの結果についてご説明申し上げます。

資料の2ページ目、4の2をお願いいたします。

(1)の給水収益では、緑の線の料金改定2が、平成35年から現在の料金に対し10%ずつ値上げするパターンです。赤の線が料金改定1で、収支が不足するタイミングで改定するもので、一度値上げすると10年間は値上げしない考え方となっております、62%の値上げが必要となります。

次に、下の(2)3条収支の差し引き、いわゆる経常経費の収支ですが、青の線、現行料金では平成50年ごろから、緑の線、10%値上げでも、平成56年ごろから赤字となります。

次のページ、4の3は飛ばしまして、4の4、(5)資金残高をごらんください。前提条件で10億円は残すとありますので、どのパターンでも10億円は上回っております。そのかわり、下の表、(6)起債残高は10%の値上げを行っても、平成50年以降はうなぎ登りとなります。

次のページ、4の5をお願いいたします。

(7)給水原価につきましては、建設改良費の増加に合わせて、減価償却費、起債利子償還がふえますので、その分増加していきます。(8)供給単価につきましても値上げに伴い上昇していきます。

以上の根拠につきましては、別の資料、3枚物のA3の表をお願いいたします。

3種類ございまして、財政シミュレーション、現行料金、財政シミュレーション料金改定1、65%値上げ、財政シミュレーション料金改定20%値上げでございます。これらの表につ



いてはご説明申し上げますが、料金改定1の65%値上げは現実的ではありませんので、それにかわりまして、財政シミュレーション20%値上げを作成しましたので、それをもってご説明申し上げます。

この3つの表で共通なのは、平成25年から平成29年までは実績、平成30年度以降が予測となっております。各シミュレーションの表の項目、業務量につきましては、給水量の増減イコール収入の増減にかかわります大きな要素である人口の増減につきましては、国立社会保障人口問題研究所の推計を用いています。これは時系列傾向分析や人口ビジョン等では増加傾向となり、財政的に楽観的な予測となるため不採用としました。また、業務営業用の給水量も横ばいから減少傾向の予測を行っております。

それではまず、1枚目、4の6、財政シミュレーション現行料金からご説明申し上げます。主に、黄色のマーキングの部分の説明となります。1番上の黄色のマーキング、給水収益ですが、業務量の減少に伴い緩やかに減少していきます。その下、2の総費用につきましては、建設改良費の増加による減価償却費及び起債の増加により平成52年ごろより増加していき、その下の黄色のマーキング4の収益的収支差し引きにつきましても、給水収益の減により、平成46年度あたりから赤字が発生していきます。その下の(1)企業債につきましては、内部留保資金が10億円を切らないように、平成37年から毎年のように起債を発行する形となり、特に更新事業が増大します平成51年からは急増する形となります。その下、(1)建設改良費につきましては、さきに説明いたしました4の21の更新事業のシミュレーションに基づき実施された場合の事業費が入っており、同様に、平成51年度から急増する形になります。そして、下から2番目の6、資金残高、内部留保ですが、シミュレーションの設定条件のとおり10億円を切らないようになっております。一番下の7、起債残高につきましては、収支マイナスの結果がここに積み上がっております。

次に、2枚目、4の8、財政シミュレーション料金改定2、10%値上げパターンについてご説明申し上げます。

上の黄色のマーキングの給水収益につきましては、平成35年から10年ごとに、現在の料金に対し10%ずつの値上げとなっております。その下、総費用につきましては、段階的な値上げにより起債の発行額が少し抑えられるため、若干さきのシミュレーションより低くなっております。よって、その下の4、収益的収支差し引きにつきましても、平成54年度まで赤字が出ない形となっております。そしてその下、(1)企業債につきましても、発行回数、金額も減少しております。その下、(1)建設改良費につきましては、シミュレーションの更新事業どおりとなっております。6、資金残高につきましても前の表と同じく、10億円以上を保持しております。7の起債残高につきましては、前のシミュレーションより若干少なくなる程度でございます。

最後に、財政シミュレーション20%値上げのパターンですが、下から3つ目の黄色のマーキングをごらんください。(1)建設改良費が更新シミュレーションによると平成51年度からはね上がるパターンですが、これを前倒しして分散する形でシミュレーションをしております。平成51年から更新費用、前のシミュレーションでは9億8,200万円だったのを7億

5,000万円にし、その分を平成50年度以前に上乘せした形でシミュレーションを行っております。一番上の黄色のマーキング、(1) 営業収益ですが、平成35年から10年おきに20%値上げしますので、収益増の形となっております。その下の2、総費用につきましては起債の発行額が減っておりますので、増加の度合いが抑えられています。その下の4、収益的収支差し引きにつきましても赤字にならない結果となっております。(1) 企業債の発行につきましても、値上げの効果で平成51年まで抑えられた形となっております。下から2行目、6の資金残高につきましては、設定どおりの10億円をキープしております。その下、7、起債残高につきましては、最後の年度、平成59年度の起債残高を比較しますと、シミュレーション1の現行料金では96億円、シミュレーション2の10%値上げでは78億円に対し、このシミュレーションでは37億円と、かなり抑えられた形となっております。

以上、県域水道一体化の現状と葛城市の財政シミュレーションについての報告、説明とさせていただきます。

**西井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問などがございませんでしょうか。

この件ね、去年の12月議会でも特別委員会を設置しようかということがあったので、協議会で話しさせてもらいますよって、また特別委員会でこの今の説明も含めてやってもらえるということもあるよって、できるだけ簡単に、後のその方で進めてまいりたいと思っておりますので、簡単に聞いてください。

谷原委員。

**谷原委員** たくさん聞きたいこともありますので、集中的にやるというんだったらその時間をとっていただいて一緒にということで、それは構わないんですけど。

**西井委員長** 特別委員会を設置するという事は決めているよって、当委員会でも全然この話がなかったらだめやということで、説明をきょうしてもらったということで。

**谷原委員** わかりました。じゃあ、表の見方と表のあれだけ幾つか質問させていただきます。

このA3の大きい、非常に数字が並んだ分なんですけど、要はシミュレーションで10%値上げと20%値上げと書いてある。いつの時期にこれ、それぞれ値上げしているのかだけ、それ1つ教えていただけますか。10%値上げがこの表の中で令和何年度に上がっていることになっているんでしょうか。

**西井委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 値上げのタイミングは、平成35年から10年おきになっています。

**谷原委員** そしたら、平成45年、平成55年が今10%ずつ上がっていくということですね。

**西口上下水道部長** そうです。

**谷原委員** 20%も同じですか。

**西口上下水道部長** 一緒です。

**谷原委員** わかりました。10年おきにそうやって上がっていくということで。

それで、このまたA3の表なんですけれども、1つは1、収益的収支、税抜きのところの、(2) 営業外収益のあ、いとあって、片仮名のイの、また平仮名のあ、いとというのがあって、

この長期前受金戻入という分が、これは下の補助金等も関係あるところだろうと思うんですが、ずっとゼロになっているんですね。平成30年からずっとゼロになっている。同じくその下の2の資本的収支の1の(3)の補助金、これもずっとゼロだから、長期前受金戻入というのは、補助金を減価償却と同じように年度ごとに割って収益が上がったというふうにするものだというふうに理解しているんですが、これ、ずっとゼロになっているというのは補助金も全くおらないという前提での計算になっているように見えるんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。これをお伺いします。

**西井委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** このシミュレーションは、人口もそうなんですが、一応、楽観的なシミュレーションにならないように、人口の方も減少傾向で予測しております。同じように補助金につきましても、今現在、経営状況がいいということで、厚生省の補助金がおらないような状況にはなっておりますので、ちょっと辛い目といたしますか、そういうようなシミュレーションを行っております。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。ありがとうございます。これもわからないんですが、この表の4の内部留保金、この内部留保金という形で減価償却費マイナス長期前受金戻入というのが、この数字がよくわからないんです。これはどういう意味合いを持つものなのか。経費として、要は減価償却費が上がると、収入として長期前受金戻入が上がると。その差をこの内部留保資金という名前で上げてある。これが私、よくわからないので教えていただきたいんです。

**西井委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 減価償却費といたしますのは、現金を伴わない支出。長期前受金戻入といたしますのは、現金を伴わない収入でありますので、もともとある内部留保資金から、その現金を伴わない収入と支出を引いたものが純粹の内部留保資金、預貯金という形になってきます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 純粹なお金ということですよ。わかりました。ありがとうございます。

**西井委員長** 続けてやってもらいますよ。皆さんよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**谷原委員** 裏表、要は市町村サミットで説明された分の中で、統合形態のイメージということで4つほどあります。単独形態、葛城市が単独で経営していった場合、それから経営統合のあり方です。経営統合した場合、それから事業統合した場合ということで、それぞれメリット・デメリットが書いてあるものなんですけれども、これも前ちょっとお伺いして答弁はいただいたと思うんですけれども、もう一度確かめたいこともあってお聞きしますが、10の交付金です。交付金は、ここにあるように従来の国庫補助交付金ということで、先ほどゼロとなっていましたけど、交付金が葛城市は経営状態がいいのでおいていないことを、最も厳しく見てゼロにしているということなんです。その下の運営基盤強化交付金というのがあります。これはきっと、要は広域化に参加するという場合においてくるような運営基盤強化交付金だろうと思うんですが、葛城市の場合は、例えばこういうところに経営統合に参加した場合、

こういう交付金がおりののかどうか。葛城市は以前は経営状態がいいからおりないというふうに言われたんですが、先ほどのお話だと、従来の国庫補助金交付金の方が経営状態がよくておりないのか、運営基盤強化交付金はどうなのか、ここらあたりをお聞かせいただきたいんです。

**西井委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** ただいまの質問にお答えいたします。

経営統合の状態といたしますのは、29の認可がまだそれぞれ市町村でとっている状態ですので、一体化ではないということで、そのまま市町村の経営状況が受け継がれて交付金等は受けられないままでございます。事業統合となりますと1つの認可になりますので、その事業団での経営状況がその交付金の交付の対象になってきますので、葛城市の方にも回ってくるというような形になります。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** それじゃあもう結構です。また、今度のときにあればということでお伺いします。

続いて、もう一つですけど、このホッチキスどめの分ですね。これで投資財政計画収支計画と書いてあって、4から始まっているんですよ。つまりこれは財政シミュレーションにかかわっての部分だけ抜き書きしていただいて4ということでは始まっているんでしょうけど、これ、1、2、3というのがあるのかなと思ってしまったので、こういうのは資料としてはいただけるんでしょうかというのが1つです。

**西井委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** これの積み上がった部分につきましてはホームページに載っていますけども、この細かい部分についてまで載っているかどうか確認させていただいて、また、回答させていただきます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 同じくこのA4の分厚いホッチキスどめの最後のページなんですけれども、投資にかかわって先ほどありました下水道管の布設時に、入れた管の更新時期に来るので、平成51年からこうした管ですね、施設もありますけれども、主に管路の方を更新していくということで、非常に更新費用がかかったということで、これが前回の平成23年かな、水道ビジョンのときの施設更新計画ではこんな上がり方はしていなかったもので、当時は管路のことまで入れていなかったから、浄水場とかそのほかの施設で賄えたんかもわからないんですが、今回こういう形で管路の方もどんと出たんですが、言葉の定義がわからない。それだけ教えていただけますか。左上のところに施設ほかって、これはいいんですが、導、送、配水管、つまり導水管、送水管、配水管という3つあるんだろうと思う。それが給水管もあるんですよ。これがそれぞれ何を指しているのか、正確に知りたいので、お願いします。

**西井委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 導水管と申しますのは、各ため池ですね、貯水池から浄水場までに水を引き込む管が導水管となっております。送水管と申しますのは、葛城市ではほとんどないのですが、

給水管の分岐がない水道管ということになります。配水管と申しますのは、本管があって給水管がぶら下がっているのが配水管ということになっております。

以上です。

**谷原委員** 給水管というのはどういう部分。

**西口上下水道部長** 給水管と申しますのは、水道本管から各家庭に引き込みを行っている管のことです。でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 給水管というのが本管から各家庭で、本管とおっしゃったその本管というのは何ですか。

**西井委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 言葉足らずで、すいません。本管と申しますのは、送水管とか配水管の総称で、この場合、給水管は配水管から分岐しているものでございます。

**谷原委員** ありがとうございます。以上です。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 1点だけ伺いたします。

この統合形態のイメージというところの表なんですけども、水道料金につきまして、再度私が理解がちゃんと届いているかどうか確認をしたいんですが、単独経営、経営統合という中で水道料金は各市町村によって違うというのは、これはよくよくわかるんですが、大体経営統合といたら、これ、例えが適切かどうかわからないんですが、例えば阪急と阪神が経営統合しているけども、路線によって阪神電車、阪急電車それぞれ別の運賃ですよ。そして、その右の方に行って、事業統合をすると料金統一という表現がありますけれども、これ、私の理解では、例えば葛城市であっても、大和高田市であっても、大淀町であっても、下市町であっても、全く同一の金額になるというふうな理解をしとったんですが、これ、今見ながら思ったんですが、例えば近鉄でも過密路線と閑散路線、同じ会社でも料金の上がり方が変わったりとかいうふうなこともありますんで、例えば、地域によって料金体系は統一しているんだけど、地域によって差がつくというようなことも含めて議論とか、そういう声はあるのかどうか、それを確認させていただきたいと思います。

**西井委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 経営統合の場合は、ここに書いてございますとおり、事務の共同化みたいなもので、それぞれの市町村はまだ独立状態にあって水道料金はばらばらとなります。この右側の事業統合なんですけども、いきなり料金統一というのは難しいということで、水道事業体としては認可1つで一体化となりますけども、当分の間は料金は統一せずといこうということで、最終的には料金統一を目指すというのがこの右側の事業統合の説明となっております。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 最終的には、必ずそっちの方を目指すというふうなことで、現状に応じて現実的に対応していこうというのが今の流れだというふうに理解してよろしいですね。ありがとうございます。

**西井委員長** ほかにございませんでしょうか。一応、特別委員会を設置するというので、皆さん方

がご協力してくださっているというご理解のもとで、ほかはないということでも理解させていただきます。この件についてはこの程度にとどめたいと思っております。

本件につきましては以上とさせていただきます。

あと1点、先ほど給食の問題で、1日の発注のずれで残ったやつがあるのはできれば協力してほしいのやけどということでも聞かしてもらっていますのやけど、その辺を説明してくれますか。

(発言する者あり)

**西井委員長** あるんやったら、強制じゃないけど、もし協力してもらえるんやったら、議員の皆さんにも協力、当初何ぼあったやつを職員とかにあなた方が苦勞して減らしてきてんと、これは給食会計に迷惑をかけないようにこないしてますねんと、ほんで、できれば欲しい方があれば協力してくださいという話と、細かい説明は私わからへんから。

**森井教育部長** 給食で里芋です。国産です。愛媛県産の国産の里芋を皮をむいて、3つぐらいにもう刻んでしまっている状態のものでございます。それを2キロ単位で真空パックしております。金額は2,480円の内価になります。むいてあるやつで、生なんです。冷凍食品ではございません。これはもう味つけのためにも生のものを使うということでやっているものでして、結構単価の高いものなんです、今回は。あともう数袋というところまで来ております。

**西井委員長** もしも協力したるといふ人があつたら、後でも声かけてもろたら、それもありがたいということやな。

**森井教育部長** はい、そうです。

**西井委員長** わかりました。そういうことでございますので、もしも数袋しかないのやつたら、協力したろうという方は直接、申し上げてもらったらどうかと思います。

それでは、先ほどの水道の問題については、水道の特別委員会を設置するというのを12月で決めておりますので、それは協議会で骨格を話し合いしたいと思っております。

最後にお諮りいたします。

ごみの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について、磐城小学校附属幼稚園周辺の一帯整備について、事業の進捗などに伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対して、それぞれ閉会中の継続審査の申出をしたいと思っております。これでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。

よって、これら3つの調査事項については、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をしたいと思っております。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

それでは、9時半より慎重審議どうも皆さんありがとうございました。続いてまた時間を後で申し上げますが、協議会をさせてらいたいたいと思っておりますが、委員会としてはどうもご協力ありがとうございました。

閉 会 午後4時02分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

西井 覚